

羽生市地域防災計画

第 3 編 震災対策編

第3編 震災対策編

第1章 応急活動の体制

第1節 災害時の活動体制

市の地域に地震による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、市は第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 初動の体制

1 配備基準

地域振興課

市は、地震発生時等においては、以下の配備基準に合わせ、3段階の配備体制で応急活動を実施する。

(総則 第3章 第3節 第2の1の内容を再掲)

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (警戒体制)	① 原則として、市内で震度4の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の組織をもって、主に被害状況の調査及び報告を任務として活動する体制
第2配備 (緊急体制)	① 原則として、市内で震度5弱の揺れが発生し、相当規模の被害が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	応急対策の活動に即応できるよう、危機管理監（総務部長）の指示により必要と認める職員を緊急に配備して、被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制
第3配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 原則として、市内で震度5強以上の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

2 配備体制

(1) 警戒体制（第1配備）

① 配備の基準及び手続

市内で震度4の揺れが発生した場合、危機管理監（総務部長）の判断により配備を実施する。

動員発令者	職員の動員
危機管理監 (総務部長)	・通常の体制を維持しつつ、必要な職員の動員を指示する。ただし、被害の発生状況に応じ、動員計画表（本節 第3 2 各部各班の動員計画表）に基づき必要な職員を動員する。

注：必要な職員は、動員計画表（本節 第3 2 各部各班の動員計画表）に基づき関係各課の課長等の判断により決定する。

② 災害対策会議

危機管理監（総務部長）の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。

ア 災害対策会議の構成

災害対策会議の構成は以下のとおりとする。

- ・危機管理監（総務部長）
- ・企画財務部長
- ・健康福祉部長
- ・経済環境部長
- ・まちづくり部長
- ・会計管理者
- ・消防長
- ・議会事務局長
- ・学校教育部長
- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長
- ・建設課長

イ 災害対策会議の協議事項

災害対策会議は、以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

- ・地震に関する情報のとりまとめ
- ・市内の被害状況のまとめ

③ 警戒体制（第1配備）における活動内容

警戒体制（第1配備）を実施した場合、動員された職員は、以下の活動を行う。

ア 地震に関する情報の収集

イ 被害状況の把握及び報告

被害なしの場合、勤務時間中は被害状況を地域振興課へ報告後通常業務に戻る。勤務時間外の場合は被害状況を地域振興課へ報告後に解散する。

④ 解除・移行基準

ア 警戒体制（第1配備）の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制（第1配備）を解除する。

イ 二次災害が発生し、緊急体制（第2配備）、さらには非常体制（第3配備）への移行が必要となったときは、警戒体制（第1配備）を解除して、緊急体制（第2配備）又は非常体制（第3配備）の実施へ移行する。

（2）緊急体制（第2配備）

① 配備の基準及び手続

市内で震度5弱の揺れが発生した場合、危機管理監（総務部長）が副市長の承認を得て配備を実施する。

動員発令者	職員の動員
危機管理監 (総務部長)	・ 通常の組織をもって、必要な職員の動員を指示する。 ・ 主に被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制。ただし、被害の発生状況に応じ、動員計画表(本節 第3 2 各部各班の動員計画表)に基づき必要な職員を動員する。

注：必要な職員は、動員計画表(本節 第3 2 各部各班の動員計画表)に基づき関係各課の課長等の判断により決定する。

② 災害対策会議

危機管理監（総務部長）の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。

ア 災害対策会議の構成

災害対策会議の構成は以下のとおりとする。

- ・ 危機管理監（総務部長）
- ・ 企画財務部長
- ・ 健康福祉部長
- ・ 経済環境部長
- ・ まちづくり部長
- ・ 会計管理者
- ・ 消防長
- ・ 議会事務局長
- ・ 学校教育部長
- ・ 生涯学習部長
- ・ 総務課長
- ・ 地域振興課長
- ・ 建設課長
- ・ その他必要な職員（危機管理監（総務部長）の判断で参加を要請する）

イ 災害対策会議の協議事項

災害対策会議は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

・ 市内の被害状況のまとめ ・ 避難指示の伝達の検討 ・ 避難所開設準備などの応急活動内容の指示	・ 応急活動担当職員の現地派遣 ・ 資機材・食料の供給と輸送 ・ 応援職員の派遣
--	--

緊急体制（第2配備）を実施した場合、動員された職員は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を行うとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。具体的活動内容は以下のとおりとする。

ア 地震情報の収集	オ 広報活動の準備
イ 被害情報の収集	カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ 避難指示の検討	キ 連絡調整
エ 避難所の開設準備	

ア 緊急体制（第２配備）の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、緊急体制（第２配備）を解除する。

イ 二次災害が発生し、非常体制（第３配備）への移行が必要となったときは、緊急体制（第２配備）を解除して、非常体制（第３配備）の実施へ移行する。

市内で震度５強以上の揺れが発生した場合、全職員が自主参集し、同時に災害対策本部を設置する。なお、職員は以下の行動をとるものとする。

- ① 速やかな参集
② 参集途上での状況把握
③ 参集場所（勤務場所）での報告
④ 応急対策業務への従事

震度 6 弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて、県（統括部）に報告する（第 1 報は原則として発災後 1 2 時間以内。第 2 報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。チェックリストは、資料編 資料 6-10 を参照する。

動員発令者	職員の動員
・災害対策本部長（市長）	・災害対策副本部長（副市長） ・災害対策本部長付（教育長） ・災害対策本部員 危機管理監（総務部長）、企画財務部長、健康福祉部長、経済環境部長、まちづくり部長、会計責任者、消防長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長、地域振興課長、建設課長 ・必要に応じて災害対策本部付 ほか全職員が自主参集

第2 災害対策本部の体制

市長は、災害対策基本法第23条の2第8項、市災害対策本部条例、市災害対策本部規程の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置場所

総則 第3章 第3節 第1の2（2）を準用する。

2 代理順位

総則 第3章 第3節 第1の2（1）を準用する。

3 災害対策本部の機構

総則 第3章 第3節 第1の2（4）及び（5）①、④を準用する。

4 災害対策本部の班編成及び事務分掌

総則 第3章 第3節 第1の2（5）⑤、⑥を準用する。

5 本部員会議の運営

（1）本部員会議の構成

総則 第3章 第3節 第1の2（5）③を準用する。

（2）本部員会議の協議事項

総則 第3章 第3節 第1の2（5）②を準用する。

（3）災害対策本部設置に関わる備品類等

総則 第3章 第3節 第1の2（3）を準用する。

6 廃止の基準

総則 第3章 第3節 第1の2（6）を準用する。

7 設置又は廃止の公表

総則 第3章 第3節 第1の2（7）を準用する。

8 現地災害対策本部

総則 第3章 第3節 第1の2（8）を準用する。

第3 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員

非常体制（第3配備）の実施が発令された場合、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- ・常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- ・不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ・正規の勤務時間が終了しても災害対策本部の指示があるまでは退庁しないこと。
- ・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

2 各部各班の動員計画表

部	班	動員区分		
		第1配備 (警戒体制)	第2配備 (緊急体制)	第3配備 (非常体制)
統括部	統括班（地域振興課）	○	○	○
	広報班（秘書広報課）	○	○	○
渉外部	渉外情報班（企画課）	○	○	○
	財政班（財政課）	○	○	○
総務部	総務班（総務課）	○	○	○
	調査班（税務課、収納課）		○	○
福祉部	市民班（市民生活課）			○
	福祉班（社会福祉課、児童保育課、こども家庭課、高齢介護課）		○	○
	保健班（健康づくり推進課、国保年金課）			○
経済 環境部	衛生班（環境課）		○	○
	物資調達班（商工課、観光プロモーション課）			○
	農業班（農政課、農業委員会事務局）		○	○

部	班	動員区分		
		第1配備 (警戒体制)	第2配備 (緊急体制)	第3配備 (非常体制)
技術部	土木班（まちづくり政策課、建設課、企業誘致推進課）	○	○	○
	建築班（まちづくり政策課）		○	○
	下水道班（下水道課）	○	○	○
	水道班（水道課）	○	○	○
出納部	出納班（会計課）			○
教育部	教育総務班（教育総務課）		○	○
	学校教育班（学校教育課）			○
	社会教育班（生涯学習課、スポーツ振興課）			○
	給食班（学校給食センター）			○
消防部	消防総務班（消防総務課）	○	○	○
	予防班（予防課）	○	○	○
	警防班（警防課）	○	○	○
	消防班（消防署）	○	○	○
協力部	協力班（人権推進課、契約検査課、議会事務局総務課、監査委員事務局、図書館・郷土資料館）			○
合計	26班	12	18	26

備考

- (1) 第1及び第2配備の動員は、動員区分欄に記したとおりとする。ただし、第2配備動員にあつては、必要に応じ他の部に属する職員をも動員できるものとする。
- (2) 第3配備動員は、災害対策活動に必要な人員とし、状況に応じ全職員を動員できるものとする。

3 勤務時間外及び休日における動員

(1) 当直体制

夜間・休日等における初動対応機能の充実を図るため必要に応じ、地域振興課職員及び関係課職員は、当直を行う。

(2) 自主参集

① 勤務場所への参集

- ・市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、自主参集する。
- ・本部長、副本部長、本部長付、本部員は、災害対策本部に自主参集する。
- ・全職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、まず家族の安否確認後、速やかに所属する勤務場所に自主参集する。

地域振興課
関係課

全班

② 参集が困難な場合の対応

- ・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、市内の最寄りの避難所となるべき施設等へ参集し、班長への連絡に努める。
- ・当該施設にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

③ 参集の報告

- ・班長は、班員の参集状況を総務班に報告する。

(3) 一次被害情報の把握

各班員は、参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(4) 一次被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した一次被害情報を渉外情報班に報告する。

4 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- ① 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、勤務時間外であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- ② 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ③ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- ④ 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に、公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報は、できるだけ詳しく把握すること。
- ⑤ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ⑥ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ⑦ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心がけること。

全 班

全 班 長

第4 指定地方行政機関などの初動期の活動

1 警察署

警察署

(1) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは次の措置を行う。

- ① 警戒区域の設置（災害対策基本法第63条第2項）
- ② 応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第2項、同法第65条第2項）

(2) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行う。

- ① その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。（警職法第4条第1項）
- ② 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは退避させる。（警職法第4条第1項）
- ③ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。（警職法第4条第1項）

2 指定行政機関及び指定地方行政機関

防災関係機関

指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災害対策基本法第77条第1項）

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

防災関係機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事及び市長の実施する

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講じる。（災害対策基本法第80第1項）

また、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長に対して、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。（災害対策基本法第80条第2項）

第2節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の適用事務は、本部長の指示のもと統括班が行う。

第1 災害救助法の手続き

統括班

1 原則

市長は、被害の調査、把握に努め、知事に対し災害救助法の適用を要請する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

<申請時に報告する事項>

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び今後行う予定の救助措置

2 災害事態が急迫している場合の対応

災害の事態が急迫して、知事による救助を待つことができないときは、市長は、委任されている範囲外の救助であっても、その状況を直ちに知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

第2 災害救助法の適用基準

統括班

災害救助法の適用基準は、被害の程度や人口規模に応じて、災害救助法施行令第1条の規定による。（1～3号）

ただし、大規模災害については、基準の適用に至らない場合であっても直接多数の市民などの生命、身体に危害を及ぼす災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合には、内閣府令で定める基準に該当すれば適用される。（4号）

また、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（災害救助法第2条第2項）

1 羽生市における災害救助法適用世帯数の基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家滅失（被災）世帯数	80 以上	令第1条第1項第1号
県内の住家滅失（被災）世帯数	2,500 以上	令第1条第1項第2号
その内、市内の住家滅失（被災）世帯数	40 以上	
県内の住家滅失（被災）世帯数	12,000 以上	令第1条第1項第3号
その内、市内の住家滅失（被災）	多数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	内閣府令で定める基準	令第1条第1項第4号

2 被災世帯の算定

（1）被災世帯数の算定

住家が滅失した世帯の算定にあつては、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊した世帯などについては、みなし換算を行う。

滅失住家 1 世帯	= 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯
滅失住家 1 世帯	= 半壊（半焼）住家 2 世帯
滅失住家 1 世帯	= 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3 世帯

（2）住家の損失などの認定基準

被害認定は市が行うものであり、罹災証明書の発行や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理に際しての支援措置などの際の基礎となるものである。

被害の認定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府（防災担当））などに基づいて行う。

＜表―住家の被害の程度と住家の被害認定基準等＞

被害の区分	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

注1：全壊、半壊は、被害認定基準による。

注2：大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

注3：中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

注4：準半壊は、「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

（3）世帯及び住家の単位

- ① 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。
- ② 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ1住家として取り扱う。

第3 救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類は以下に示すとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）の供与	[建設型] 災害発生の日から20日以内に 着工 [賃貸型] 災害発生の日から速やかに 民間賃貸住宅を借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年 以内	対象者、設置箇所の 選定＝市 設置＝県（ただし、 委任した場合は、 市）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (助産は分娩日より7日以内)	県又は日赤埼玉県 支部に委託
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具及び通学用品15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
被災した住宅の応急修理	3か月以内に完了（ただし、国 の災害対策本部が設置された場 合は、災害発生の日から6ヵ月 以内に完了）	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

第3節 応援要請の実施

第1 応援協力の要請

1 他市町村への応援要請

市町との応援協定は、次の事項について明らかにして、とりあえず口頭、電話等をもって応援を要請し、事後に文書を提出する。なお、応援に要した費用の負担については、協定に基づき行う。

(1) 応援要請の判断

市は、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災害対策基本法第67条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは充分に行えないと判断されるとき。
- ② 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③ 夜間であったり、地震により通信が途絶したりといった要因で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、市民からの被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。このため、市は、福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市、富岡市などと災害時の相互応援協定を締結し、食料・飲料水・生活物資の提供、応急資機材の提供、職員の派遣、被災者の受入れといった災害時の応急活動に関する相互応援を実施することとしている。

また、北埼玉地区内の市や県内の市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

さらに市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

(2) 応援要請の方法

応援の要請手続などについては、覚書や協定書の定めるところによる。

それ以外の場合、市、防災関係機関及び防災関係機関相互の応援などは、次に掲げる事項について、まずは口頭又は電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。

統括班

渉外情報班

渉外情報班

- ① 災害（混乱）の状況及び応援を求める事由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする場所及び日時・期間
- ④ 応援を必要とする活動内容及び人員など
- ⑤ 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
- ⑥ その他必要な事項

（３）応援要請の内容

応援要請の内容については、覚書や協定書の定めるところによるが、おおむね以下の内容が想定される。

- ① 飲料水の供給及びその供給に必要な資機材の提供
- ② 食料及び生活必需品の提供並びにその食料及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供
- ③ 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の派遣
- ⑤ 避難所及び避難場所の提供
- ⑥ その他、災害に際して特に必要と認めて要請した事項

渉外情報班

２ 知事等への応援要請又はあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関、公共機関等に応援又は応援斡旋を求める場合は、県（災害対策課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

また、自衛隊への派遣要請について、知事に要請するいとまがない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。

緊急消防援助隊の要請について、県（消防課）に電話で直ちに行い、後日文書で所定の手続きを行う。県と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に要請する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条

要請の内容	事 項	備 考
自衛隊災害派遣要請の要求	自衛隊に対する災害派遣要請を参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は斡旋	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	地方自治法第252条の17 災害対策基本法第30条
NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の要求	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱

3 行動計画適用による県のプッシュ型支援について

県被害想定である次の震度6弱以上の地震が発生した場合は、県は人的相互応援実施マニュアルに定めている行動計画を適用し、プッシュ型支援として派遣の実施を開始する。

①東京湾北部地震、②茨城県南部地震、③元禄型関東地震、④立川断層帯地震
羽生市における被害が少なく職員派遣が不要な場合、県へその旨連絡する。

行動計画が適用される場合、県により彩の国災害派遣チームの編成が決定される。

4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

涉外情報班

＜表―派遣対象業務＞

項 目		職種、業務内容	災害派遣チーム
短期派遣	国や関係団体によるルールのある職種	DMA T、DPA T、給水車・水道・下水道施設要員、保健師、看護師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧要員、土木技術職員など	原則、対象としない
	その他の職種	災害対策本部事務局運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援など	<u>対象とする</u>
中・長期派遣		—	原則、対象としない

※ 派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。なお、県は応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めることに留意する。

①埼玉DMA T (Disaster Medical Assistance Team)

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMA T」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMA Tは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMA Tは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や機動救助隊と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMA Tの派遣等を行うものとする。

※ 基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

・DMA T県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「DMA T県調整本部」を設置し、県内外からのDMA Tの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

②埼玉DPA T (Disaster Psychiatric Assistance Team、埼玉県災害派遣精神医療チーム)

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉DPA T」を、県立精神医療センター及び県とDPA T派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DPATの派遣等を行うものとする。

・埼玉県DPAT調整本部

県災害対策本部医療救急部（保健医療調整本部）に「埼玉県DPAT調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉DPAT先遣隊や各埼玉DPATの活動調整、県外からのDPATの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※ 埼玉DPATのチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

渉外情報班

5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

（１）避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第2段階支援の要請方法＞

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

（２）被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

5 事業所等への応援協力要請

市長は、市内の建設関連事業者、食料販売事業者、生活必需品販売事業者、輸送関連事業者等への応援を求める。

第2 応援の受け入れ体制

応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受け入れ体制を整える。

具体的な内容は、共通編 第4章 第1節 を準用する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生した場合には、市及び防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。災害に際して人命又は財産の保護を図る必要があると認める場合、県は、自衛隊の派遣を要請する。

第1 派遣要請の方法

1 自衛隊災害派遣の三要件

統括班

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

要件	内容
①緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
②公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 依頼要領

渉外情報班

本部長（市長）は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県に依頼し、事後速やかに以下「（2）記載事項」の内容を記載した文書を伝達する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県（知事）に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

また、緊急避難、人命救助の場合などで事態が急迫し、通信等の途絶により知事に要請できない場合は、直接最寄りの部隊（陸上自衛隊第32普通科連隊：大宮駐屯地）に通報する。この場合、事後所定の手続きを速やかに行う。

（1）提出（連絡先）

危機管理防災部危機管理課（災害対策本部立上げ時には、統括部）

(2) 記載事項

自衛隊派遣要請依頼書（資料編6-5）に下記項目を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

なお、本部長（市長）が不在等の場合で連絡が取れないときは、副本部長（副市長）にその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。この場合、本部長（市長）は速やかにその旨を県知事に通知する。（災害対策基本法第68条の2）

<連絡先>

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241 内線：439 時間外：402

第2 災害派遣活動の範囲

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

被害状況の把握	避難者の誘導、輸送
避難者の搜索、救助	水防活動
消防活動	道路又は水路等交通上の障害物の除去
診察、防疫、病虫害防除等の支援	通信支援
人員及び物資の緊急輸送	給食及び給水支援
入浴支援	救援物資の無償貸付又は贈与
交通規制の支援	危険物の保安及び除去
その他	

第3 災害派遣部隊の受け入れ体制の確保

1 緊密な連絡協力

渉外情報班

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や、必要な現地資材等の使用協定等に関する受け入れ体制を確保する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

統括班

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を調整する。

3 作業計画及び資材等の準備

統括班

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した先行性のある作業計画を提示する。

そのため、作業実施に必要とする資料等の準備を整える。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

統括班

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

5 派遣部隊の受け入れ

統括班

市は、派遣された部隊の受け入れに対し次の施設等を準備する。

① 災害対策本部 本部事務室	羽生市役所本庁舎
② 宿舎	羽生中央公園
③ 材料置き場（野外の適当な広さを有する）	羽生市消防本部
④ 駐車場（車一台の基準3 m×8 m）	羽生市消防本部
⑤ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）	羽生中央公園陸上競技場

6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担する。

＜経費の負担区分の内容＞

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する

第5節 要員の確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、作業員の雇上げを行い、労務供給の万全を図る。

第1 実施方法

統括班
総務班

1 実施者

災害時における要員の確保は、市長が行う。

2 実施の基準

応急救助の実施に必要な労務の供給は、災害救助法を適用に準じて行う。

(1) 労務の供給

災害応急対策を実施する際には不足する労力について民間団体の協力を得て、労務の供給を図る。

(2) 労務の雇上げ

応急救助の実施に必要な労務の雇上げは、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行う。

① 被災者の避難	⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送
② 医療及び助産における移送	⑥ 遺体の搜索
③ 被災者の救出	⑦ 遺体の処理
④ 飲料水の供給	⑧ 緊急輸送路の確保

(3) 要員の雇上げ先

要員の雇上げは、原則として行田公共職業安定所を通じて行う。ただし、緊急を要する場合は市内より雇上げるものとする。

第2 災害救助法が適用された場合の費用等

財政班

応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において市が県に請求できる。

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 情報の収集・伝達・報告

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断又は焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する。

また、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用により、関係機関等との円滑な情報収集伝達体制を構築する。

第1 災害情報の収集

市は、地震災害の発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

1 災害時の情報連絡体制

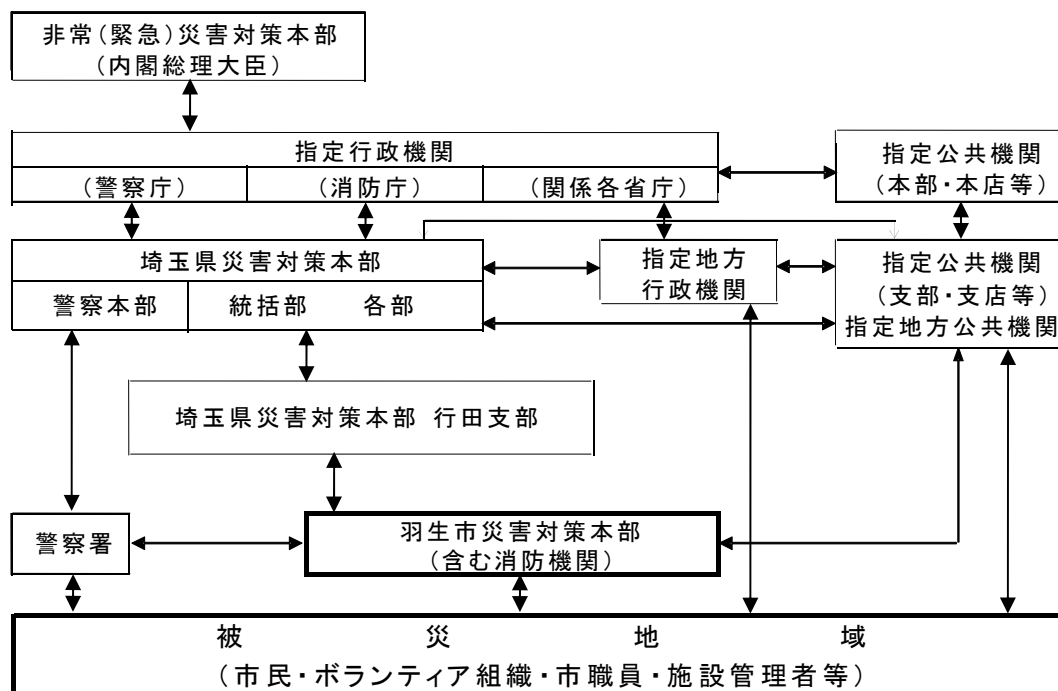
(1) 総括的連絡系統

非常体制（第3配備）の実施において、市は、地震発生後の的確な応急対策活動や広報活動を行うため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び渉外情報班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすることが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（行田支部（利根地域振興センター）又は現地対策本部（利根地域振興センター）の場合もある）が連絡系統の軸となる。

統括班
渉外情報班



(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

① 防災行政無線

市と県内市町村及び防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

② 非常通信

市は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

③ 使用者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使用者を派遣して行うものとする。

2 被害報告の系統

(1) 災害オペレーション支援システムによる報告

埼玉県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県災害対策本部に直接報告される。

統括班

渉外情報班

統括班

統括班
渉外情報班

(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

有線電話等での通信が可能な場合、被害状況等に関する市からの連絡先は以下のとおりとする。各情報は最終的に県災害対策本部に報告される。

被害の状況	連絡先	備考
人的被害、住家被害、非住家被害、その他被害	・ 県災害対策本部行田支部 (利根地域振興センター)	
	・ 被害施設に関連する防災関係機関	
農林業被害	・ 農林振興センター ・ 家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害は土地改良区からも報告される。
水道被害	・ 県保健医療部生活衛生課水道担当	
下水道被害	・ 県下水道事業課	
人的被害、建物被害、道路・橋りょう・堤防被害	・ 羽生警察署	

(3) 無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、市からの連絡は県防災行政無線により利根地域振興センターに報告する。

3 地震災害時に収集する情報

地震が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 発災情報	・ 発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の 覚知後即時	・ 市、消防機関等の警戒担当職員 ・ 警察 ・ 各公共施設管理者など ・ 自主防災組織、市民 (被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に)	土木班
	・ 防災拠点施設の被害状況	発災状況の 覚知後即時	・ 市、消防本部などの警戒担当職員 ・ 各施設管理者 ・ 自主防災組織、市民	土木班 教育総務班 社会教育班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
	・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	被害状況が把握された後		土木班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害 ・文化財の被害	発災状況の 覚知後即時	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	社会教育班
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 ・区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況	被災状況が把握された後	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民	土木班
	・商工業事業所、農地・農作物の被害状況	被災状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民	物資調達班 農業班
	・ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など）	被災状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	水道班 下水道班 渉外情報班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	教育総務班 学校教育班 社会教育班

4 災害情報の収集

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

(1) 被害情報の収集体制の整備

被害報告の迅速かつ正確を期するため、次の情報収集体制を整備する。

- ① 情報の収集及び報告に関する責任者の選任及び調査班の設置
- ② 報告様式の配布
- ③ 調査要領、連絡方法の周知及び現場写真の撮影等
- ④ 情報収集機器の設置
- ⑤ 情報機器操作マニュアルの配備等

(2) 情報総括責任者の選任

渉外情報班

すべての災害情報の責任者は、渉外情報班長とし、災害情報を収集し、総括する。市民への避難指示等の情報伝達は、統括班長が行い、県への報告は、渉外情報班長が行う。

区別	責任者所属課名	職名	電話番号
班長	企画課	課長	5 6 1 - 1 1 2 1 (代)
副班長	〃	課長補佐又は情報政策係長	〃

(3) 情報の収集

関係各班

- ① 被害情報の収集に当たっては、羽生警察署と緊密に連絡する。
- ② 被害の調査にあたっては、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整後県に報告する。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、市民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 全壊、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ⑤ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、羽生警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- ⑥ 必要に応じ、市の保有する無人航空機（ドローン）及び災害時のドローン使用に関する協定締結団体の協力により、ドローンを活用した情報収集を行う。

5 災害情報の報告

渉外情報班

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 市域において、人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊)被害のいずれかが発生するに及んだもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- ⑧ 地震が発生し震度5強以上を記録した場合には、直接消防庁に報告する。

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分し、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係の公共土木施設の被害を優先して、県に報告する。

発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下、「県要領」という。）様式第1号の発生速報により防災行政無線、FAX等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、2時間ごとに必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「県要領」様式第2号の経過速報により防災行政無線、FAX等で報告する。

② 確定報告

「県要領」様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

③ 報告先

被害速報及び確定報告は県災害対策課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

④ 総務省消防庁への報告先

県に報告できない場合に行う消防庁の連絡先は以下のとおりである。

回線別		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

6 異常現象の発見者の通報と措置

災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者から通報があった場合、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災害対策基本法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報内容を渉外情報班が集約し、統括班に報告するとともに、警察官と情報共有を図る。

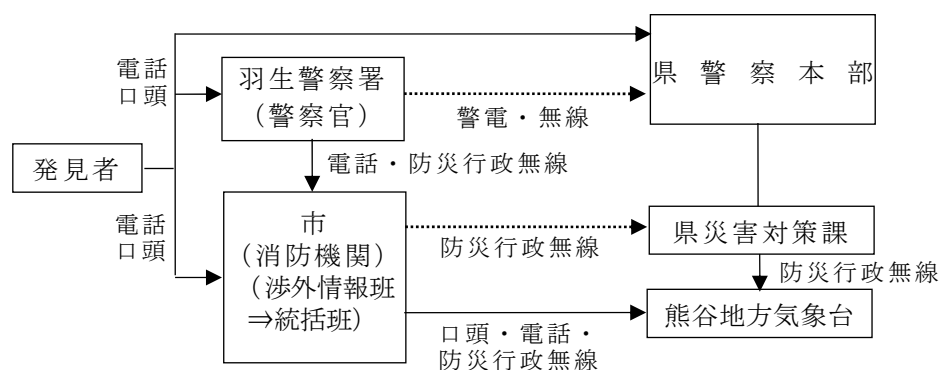
一方、通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報する（同条第3項）。

統括班は通報内容を遅滞なく、県（災害対策課）、熊谷地方気象台に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知する。

◆気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

○ 地震等に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震



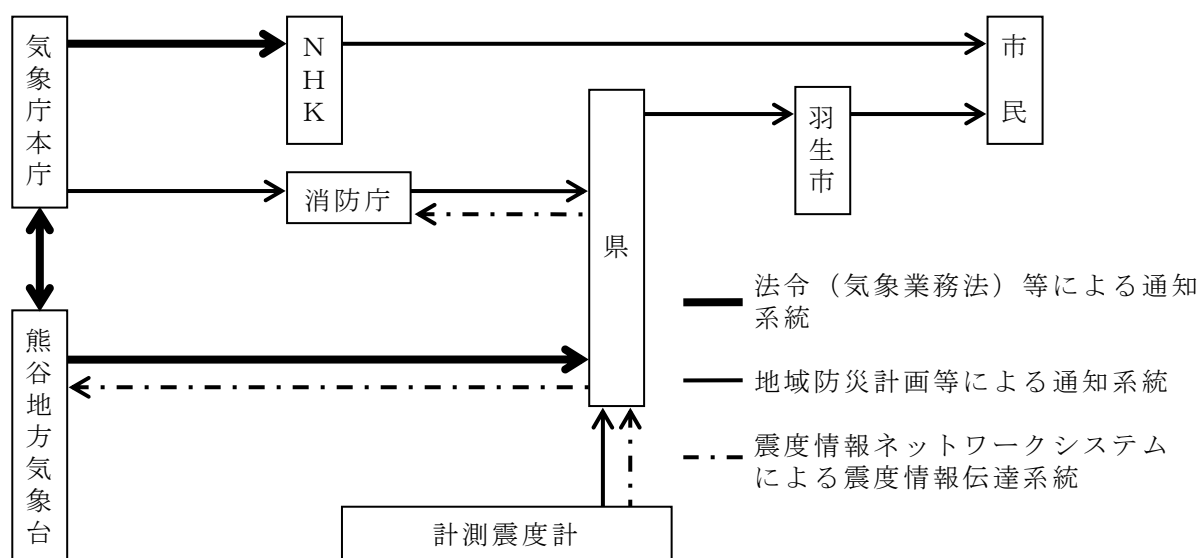
第2 災害情報の伝達・報告

市は、市域内に地震が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 地震情報の収集伝達系統図

< 図一地震情報の収集伝達系統図 >



2 市民への情報伝達

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線や緊急速報メールを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県内で震度4以上の揺れを観測した場合、防災行政無線の一斉FAXにより県内市町村に震度分布図と震度一覧を送信することになっている。

第3 災害通信計画

1 災害情報のための電話の指定

統括班

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにし、その輻輳（ふくそう）を避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に実施する。

2 災害情報通信に使用する通信施設

渉外情報班

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

① 報告又は通報先

ア 県（本庁・出先機関）

イ 市出先機関

ウ 防災関係機関

② 通信施設の種類

ア 埼玉県災害オペレーション支援システム

イ 県防災行政無線（地上系・衛星系）

ウ 市防災行政無線（固定系・移動系）

エ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

渉外情報班

市が、災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、次のとおりである。

（1）有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

緊急を要する際に使用できる通信設備を有する機関は以下のとおりである。

- | | |
|-------|--------|
| ・警察機関 | ・鉄道事業者 |
| ・消防機関 | ・電気事業者 |
| ・水防機関 | ・自衛隊 |

（2）有線電気通信設備及び無線設備を優先使用できる場合

関係機関が有する通信設備を、緊急を要する際に使用できる条件は以下のとおりである。

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

（３）有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、市は、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

4 非常通信の利用

各種災害、事故等非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか、又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行う。

（１）非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ア 人命の救助に関すること。
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- エ 電波法第74条の規定に基づく、実施の指令及びその他の指令に関すること。
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- ク 遭難者救援に関すること。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。

サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

シ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

ス 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュースに関すること。

② 非常通信文の要領

ア 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

イ かたかな又は通常の文書体で記入する。

ウ 簡単で要領を得たものとし1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし通数に制限はない。

エ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

オ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

カ 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼し、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会先

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記に行う。

○関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 関東地方非常通信協議会事務局

電 話 03-6238-1776 (直通) F A X 03-6238-1769

第2節 災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成する。併せて関係機関等の協力を得て収集する。

- ① 渉外情報班の撮影記録担当を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 市職員、県の地域機関、報道機関その他の機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現場の航空写真
- ④ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他
- ⑤ 埼玉県災害オペレーション支援システムにより収集した情報

第2 市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

1 広報媒体

- ① 防災行政無線（サイレン含む）
- ② メール配信サービス、防災行政無線の自動応答電話サービスでの伝達
- ③ 防災アプリ
- ④ ホームページ
- ⑤ 広報車、消防車両、水防団車両
- ⑥ 自主防災組織などを通じての伝達
- ⑦ 公共施設などへの掲示
- ⑧ テレビ・ラジオ（放送事業者に連絡）
- ⑨ 緊急速報メール

広報班

統括班
広報班
消防班

- ⑩ SNS (X、Facebook、LINE 等)
- ⑪ 避難情報等電話一斉配信サービス
- ⑫ Lアラート (災害情報共有システム)
- ⑬ 埼玉県災害オペレーション支援システムを使用した埼玉県防災情報メール、
県LINE公式アカウント「埼玉県庁」

2 広報内容

統括班
広報班

- ① 市域の被害状況に関する情報
- ② 市における避難に関する情報
 - ・避難指示に関すること。
 - ・避難施設の開設に関すること。
- ③ 応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること。
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ・電気、水道等の復旧に関すること。
- ④ 被災者生活再建支援に関する情報
- ⑤ その他市民生活に必要な情報 (二次災害防止情報を含む。)
 - ・応急給水及び給食に関すること。
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
 - ・防疫に関すること。
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること。
 - ・スーパーマーケット、ガソリンスタンドに関すること。等

3 相談・情報提供窓口の設置

市民班

市は、市役所本庁舎及び公民館等の玄関ホールなどの一角に相談・情報提供窓口を設置し被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を提供する。

4 要配慮者に配慮した広報

広報班
福祉班

市は、広報を実施するにあたっては、視聴覚障がい者に対してのファクシミリやメールによる広報の実施、外国人に対する多言語による広報など要配慮者の情報の受け取り方の特性にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

市民班

第3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供、広報を行う。

統括班
広報班

第4 報道機関への情報提供

1 情報の提供

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

2 報道依頼

広報班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオ放送の報道機関へ報道を依頼する。

広報班

第5 被災者に対する広聴の実施

市は、市民からの問い合わせや各種相談を受け、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を実施する。必要があれば、県に広聴活動の協力を要請する。

統括班
広報班

第6 災害情報相談センターへの協力

市は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

第3章 市民の生命の安全確保

第1節 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、市及び市消防本部は限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

第1 消防部（消防本部）の活動

1 情報収集及び伝達

消防班

（1）災害状況の把握と通信

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

なお、119番通報は、同時に複数を受信しなければならない状況が予想されるとともに、出動車両との無線交信や救急病院の収容依頼等、混乱が予想されるため、非常招集による参集職員を配置して対応する。

○119番受付	災害時 4名
○消防用無線統制係	災害時 1名
○連絡調整係	災害時 1名

（2）把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

2 消防部の初動対応

消防班
統括班
広報班

（1）出火防止及び初期消火

地震発生と同時に、市防災行政無線を活用して地域住民に対し出火防止を呼びかけるとともに、火災が発生した場合の初期消火について自主防災組織や付近住民に徹底を図る。

(2) 消防職員の招集及び配置

地震等により、大災害の発生が予想される場合、消防長は消防部各班の職員に非常招集を発令することとし、連絡不能の場合は自主参集することとする。また、招集を受けた職員は、直ちに所属部署へ参集し担当業務に従事する。

3 火災の対応

(1) 消火活動

- ① 地震発生時に、全消防職員を招集し消火活動を実施するとともに、必要により消防相互応援協定に基づき隣接する消防機関の応援を要請する。
- ② 初期段階での消火活動には成功したとしても、市街地における道路狭隘の建物密集地域火災で延焼阻止線を突破されることも予想され、市内11箇所に配置の消防団ポンプ車の消火活動に期待するとともに、非常招集参集職員による臨時編成隊をできるだけ早く活動できるよう体制を整える。
- ③ 消防水利についても、消火栓の使用不能による消火活動は困難を極めることが予想され、耐震防火水槽をはじめ消防井戸やプールを活用した消防署、消防団の中継送水等、臨機応変なる活動を実施する。

(2) 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

（３）火災現場活動の原則

① 人命の安全確保

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

② 攻勢現場活動

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

③ 守勢的現場活動

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

なお、地震による道路をはじめ橋梁の損壊による緊急車両の走行不能により、火災現場への到着の遅延による延焼拡大も予想されることから、橋梁の耐震度等の把握、災害時の被害情報を早期把握に努め、臨機応変に対応する。

また、家屋の倒壊による延焼拡大や引火性危険物の散在等による延焼拡大、さらには、乾燥注意報等の異常気象による延焼拡大も予想されるため自主防災組織等、地域住民の協力を得るとともに現有消防力を最大限に活用して効果的な活動を実施する。

（４）救出・救助

火災現場における要救助者の救出・救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 消防団

消防班

（１）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火活動を行う。

（２）消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

（３）救出・救助

消防部による活動を補佐し、要救助者の救出・救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

（４）避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

（５）情報の収集

消防部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

第2 消防機関等への応援要請

消防組織法第39条の規定に基づき、市町村等の消防相互応援協定を締結しており、災害発生時には相互の消防力を活用して被害の軽減を図る。

1 隣接市消防相互応援協定による対応

隣接市の相互応援は、普通応援と特別応援に区分している。

（１）普通応援

応援協定書に基づいてその区域内に発生した火災、地震等の災害を認知したとき、被応援地の要請を待たずに出動する。

（２）特別応援

普通応援以上の応援を必要とする場合に、被応援地の市長から応援要請のあった場合に出動する。

（３）消防隊の指揮

応援出動した消防隊の指揮は、被応援地の消防長等が行う。

（４）報告

応援出動した場合、署長又は分団長は、現場到着及び引揚時に現場最高指揮者へ報告するとともに、帰署の後、直ちに口頭又は電話により、災害発生場所、規模、関係者の氏名、出動人員及び事故の有無を消防長又は消防団長に報告するものとする。

2 埼玉県下消防相互応援協定（26団体）

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ埼玉県下消防相互応援協定に基づき地域代表消防機関の長に要請する。

(1) 応援要請の手続き

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(2) 応援隊の受入体制

県下応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防機関は、警防本部を設け受入体制を整えておく。

区 分	団体数	代表消防機関
埼玉県	26	さいたま市消防局
区 分	団体数	地域代表消防機関
第1ブロック	6	川口市消防局
第2ブロック	7	埼玉西部消防局
第3ブロック	5	熊谷市消防本部
第4ブロック	8	埼玉東部消防組合消防局

3 東北高速道路管内市町（組合）内の消防相互応援協定（6団体）

高速道路における災害については、東北高速道路沿線市（組合）の相互の消防力を活用して対応する。

川口市消防局	羽生市消防本部
さいたま市消防局	埼玉東部消防組合消防局
蓮田市消防本部	館林地区消防組合消防本部

第3 緊急消防援助隊の応援要請

消防部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援の要請を行う場合は、知事に応援要請する。

この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

消防班
統括班

1 情報の収集・伝達

大規模地震災害が発生した場合、市及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

市長は県知事を通じて出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

大規模地震災害を覚知した消防本部の消防長及び市長は、次の措置をとる。

- ・災害状況の把握
- ・情報等の提供
- ・応援要請手続の実施

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第5 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

事業所における自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

統括班
広報班

統括班
市民

統括班
事業所

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第6 市民の活動

市民

市民は、以下の活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の水のくみ置き等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等の二次的火災の発生防止に努める。

第2節 救出・救助活動

大規模な地震発生時には、建物の損壊や家具の落下等により、救出・救助及び医療救護を必要とする傷病者が同時に多数発生することが予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救出・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 消防機関の救出・救助の考え方

1 地震災害の特性

消防機関は、地震災害時の救助活動を的確かつ迅速に行うため、以下に示す地震災害の特性を把握したうえで活動する。

- ① 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。
- ② 大規模建築の倒壊、土砂崩れなど規模の大きい救助事象が発生する。
- ③ 通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

2 救急・救助における出動の原則

(1) 救急・救助の必要な現場

救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を高めるため、努めて救急隊と他の隊（救助隊・消防隊）が連携して出動する。

(2) 救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救出・救助における活動の原則

(1) 傷病者の優先

傷病者の救急搬送は、人命救助を最優先するものであり、救命・救急処置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、出来る限り自主的な処置を行わせる。

（２）火災現場付近の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救出・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出・救助活動を行う。

（３）救助効率の重視

同時に多数の救出・救助が必要となる場合は、少数の隊員で多数の人命を救助できる現場を優先に、効果的な救出・救助活動を行う。

（４）救命処置必要者の優先

小規模な救出・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救出・救助活動を行う。

第2 救急・救助の実施

1 情報の収集等

消防班

消防機関は、地震発生直後の初期段階において、消防団、警察、市民からの通報等から集められた救出・救助に関する要請情報を集約する。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集を行うものとする。

2 救出・救助体制

（１）消防本部の体制

消防班

消防本部は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

消防本部が行う救出・救助活動は、消防団、警察、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、救出・救助方法を決定して行う。

消防本部は、救出・救助事案の数、その他被災現場の情報を可能な限り速やかに市災害対策本部に連絡する。

（２）市の体制

統括班

市は、消防本部や警察と連携し、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織等の協力を得て救出・救助を行う。

警察署

(3) 防災関係機関等の活動

警察は、把握した被災状況に基づき、市や消防本部、自主防災組織と連携しつつ、必要な場合には、機動隊等を出動させて救出・救助に当たる。

自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、二次被害の防止に配慮しつつ、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。

自主防災組織

(4) 自助・共助による活動

地震発生直後は、自身と家族の安全を確保するとともに、近隣住民での助け合いにより、出火防止や初期消火、住民の安否確認を行う。

また、二次被害の防止に配慮しつつ、要救助者の救出・救助、傷病者の応急手当や搬送を自主的に行う。

統括班
消防班**(5) 協定締結団体との連携**

市及び消防本部は、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合、協定締結団体等と連携を図り、救出・救助活動にあたる。

渉外情報班

3 他機関への応援要請

市や消防本部の救出・救助体制で措置できない多数の事案が生じた場合は、以下の事項に基づき、市又は消防本部が他機関に応援を要請する。

- ① 消防相互応援協定による応援要請
- ② 知事による応援出動の指示
- ③ 要請上の留意事項
 - ・要請の内容
 - ・応援隊の受け入れ体制

消防班

4 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）との連携

市長は、市内において、地震による建物倒壊や列車脱線事故などにより、救出を要する市民が多数いるような大きな災害が発生した時には、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

消防班

5 救助資機材などの活用**(1) 建設機械の活用**

消防本部は、大規模建物の倒壊や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあつては、要救助者の身体防護に留意させ、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

(2) 資機材の集結

消防本部は、大規模救助事象の災害について、早期に各種救助資機材を集結し効率的な活用を行う。

(3) 資機材の調達

消防本部は、救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において市が県に請求する。

財政班

第3 傷病者搬送**1 傷病者搬送の手順****(1) 傷病者搬送の判定**

消防本部は、災害現場において救出・救助された負傷者等について、応急措置を行った後、医療救護班又は医療機関によるトリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判定する。

救急搬送が必要と判定された負傷者等については、直ちに救急車等によりその疾患に応じた医療機関へ搬送する。

消防本部の救急車等での搬送が困難な場合には、市が搬送用車両を用意する。

消防班

＜表―羽生市内の救急病院・救急診療所＞（再掲）

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人徳洲会羽生総合病院	下岩瀬 4 4 6	5 6 2－3 0 0 0

(2) 傷病者搬送の要請

市は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配するとともに、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

消防班
渉外情報班

消防班
保健班

（３）傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

保健班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

２ 傷病者搬送体制の整備

消防班
保健班

（１）情報連絡体制

市は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

消防班
保健班

（２）搬送順位

市は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

消防班
保健班

（３）搬送経路

市は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

消防班
保健班

（４）ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

第3節 医療救護活動

第1 医療・助産救護活動

1 市の医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

保健班

市は、必要に応じ羽生市医師会、羽生市歯科医師会、羽生市薬剤師会及び看護ボランティアの協力により医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により埼玉県医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により市で対応できないと認めるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

◆ 医療救護班の業務内容

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④ 軽症者に対する医療
- ⑤ カルテの作成
- ⑥ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ⑦ 助産救護
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

(2) 医療救護活動の原則

保健班

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ体制を整え診療を継続する。

また、地震により被災し、診療不能となった医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

(3) 帳簿等の準備

保健班

出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を市災害対策本部に提出する。

第2 県の医療救護活動

1 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

2 後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

第3 指定地方行政機関等の医療救護活動

1 日本赤十字社埼玉県支部

日本赤十字社埼玉県支部の医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの医療救護班の行動等については、県支部医療救護班と同様の取り扱いとする。

2 埼玉県医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、北埼玉医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北埼玉医師会長が指揮する。

◆ J M A T : Japan Medical Association Team

災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。

活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

被災地では、都道府県医師会や郡市区医師会が医療関係者の代表として各保健医療調整本部等に参画し、被災地のコーディネート機能の中心となる。J M A Tは、そのコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

- ・被災地 J M A T…被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事する J M A T
- ・支援 J M A T…被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣する J M A T
- ・チーム構成例：医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名
（事務職員の主な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）

3 埼玉県歯科医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、北埼玉歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北埼玉歯科医師会長が指揮する。

4 埼玉県薬剤師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、羽生市薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として北埼玉医師会長又は北埼玉歯科医師会長が指揮する。

5 埼玉県看護協会

埼玉県看護協会策定「災害対策マニュアル」に基づき、県看護協会にあっては災害対策本部を設置し、災害支援ナース登録施設に対して、災害支援ナースの派遣を要請することとしている。

第4 その他の医療救護活動

1 助産の活動

助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんするものであって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(1) 活動内容

助産は、次の範囲内において行う。

- ・分べんの介助
- ・分べんの前及び分べんの後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(2) 費用

助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とすること。

(3) 期間

助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。

2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

3 透析患者等への対応

市は、人工透析等継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

医療関係機関
医療関係団体

保健班

保健班

第5 災害救助法が適用された場合の費用等

財政班

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第4節 水防活動

市は、地震の発生により、道路、河川・水路の堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、水防機関及び消防機関は、直ちに出勤し、警戒、災害防御活動に従事するものとする。

また、河川管理者等が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

1 警戒・監視活動の実施

地震を観測した場合、直ちに重要水防箇所などの警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要な措置を行うとともに、市長又は消防機関の長、関係機関に通報する。

2 資機材の確保及び水防措置の実施

警戒・監視活動により、災害が発生するおそれのあると認めたときは、水防用器具、資材の確保に努めるとともに、水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

土木班
消防班

土木班
消防班

第5節 避難対策

大地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなど二次災害から住民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策を実施する。

避難対策としては、二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難指示、避難誘導などと、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活の支援がある。

第1 避難指示等

避難指示とは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立ち退きを指示する行為である。

統括班

1 実施責任者等

地震発生後、余震等により危険が切迫した場合には、市長は、避難指示を発令し、直ちに県知事に報告する。また、現場の警察官や自衛隊員は危険を回避するため避難指示を発令することができる。

加えて、延焼拡大の可能性など必要に応じて高齢者等避難を発令する。

2 避難場所及び避難所の選定

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所などの中から、避難場所及び避難所の選定を行う。

3 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 発令日時 | ⑤ 避難先及び避難路 |
| ② 発令者 | ⑥ 避難時の留意事項 |
| ③ 要避難対象地域 | ⑦ 避難理由 |
| ④ 立ち退き先 | ⑧ 担当者、連絡先 |

＜表―避難指示等の種類と要件＞

	実施責任者	災害の種類	要件
指示	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき及び急を要するとき。
	知事		災害が発生した場合、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官	災害全般	危険が切迫した場合において、市長が避難の指示をすることができないと判断されるとき、又は市長からの要求のあったとき。
	派遣自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。

4 避難の指示の発令基準と伝達

市長は、次の基準により避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。

＜表―避難に関する発令の基準と内容＞

警戒レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル3	高齢者等避難	・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要があると予想されるとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。	①対象者 ②避難対象地域 ③避難理由 ④携行品その他注意	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ、ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等
レベル4	避難指示	・関係機関から地震など災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき ・急傾斜地の崩壊による著しい危険が切迫しているとき ・火災が拡大するおそれがあるとき	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ、ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

警戒 レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル 5	緊急安全 確保	・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合 ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

注：地震の場合における高齢者等避難情報は、火災の延焼等により二次災害の発生の危険が見込まれた場合などが想定される。

5 関係機関への連絡

市長が避難の指示を発令したとき、また警察官などから避難の指示を行なった旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象区域、日時、避難先等を記録するとともに、直ちに県及び防災関係機関に報告、連絡する。

- ① 消防団（団長・副団長・分団長）・・・電話
- ② 埼玉県災害対策課・・・電話、FAX、埼玉県災害オペレーション支援システム
- ③ 羽生警察署・・・電話、FAX
- ④ 羽生市消防本部・・・電話、FAX
- ⑤ 利根川上流河川事務所・・・電話、FAX
- ⑥ 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊・・・電話、FAX
- ⑦ NHKさいたま放送局・・・FAX
- ⑧ 東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社・・・電話、FAX

6 避難の指示の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、市長は避難指示を解除する。

市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

統括情報班
広報班
消防班

統括班

第2 警戒区域の設定

1 市長が設定する警戒区域

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

2 警察官が設定する警戒区域

警察官は、市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定に関する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）の設定に関する市長の職権を行うことができる。

第3 避難の誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するため、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る。

1 避難誘導の流れ

大規模な地震が発生した場合、同時多発的に火災等の被害が発生することが見込まれるため、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しい。そこで、市民一人一人が自主的に救助・避難誘導を行うことが重要である。

そのため、市民は、自主防災組織等の訓練に基づき次の避難行動を行うものとし、市は、市民の避難行動を補助する。

<表―市民の避難行動及び避難誘導実施者>

避難行動	市民の取るべき行動	避難誘導実施者
指定緊急避難場所への避難	・延焼火災の状況から、危険の切迫性を勘案し、一時集合場所が安全でないと判断されるときは、指定緊急避難場所へ避難	自主防災組織 防災リーダー 消防団
指定避難所への避難	・被災により自宅での生活が困難である場合は、避難所へ避難	

2 避難誘導の実施

(1) 市民の誘導

市民の避難誘導は、避難の誘導は原則として、自主防災組織及び消防団員が中心となっていく。時間的に余裕がある場合は、警察官、消防職員等の協力により実施する。

統括班
消防班

(2) 学校、事業所等

学校、会社、事業所、その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。

ただし、学校及び夜間多人数が集合している場所等については、災害の規模、態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者等に積極的に協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講ずる。

学校管理者
事業者

(3) 交通機関等

東武伊勢崎線、その他交通機関等における避難の措置は、平常時に確立した当該関係機関との組織体制に基づき必要な措置を構ずる。

鉄道事業者

3 避難誘導の順位及び留意事項

統括班

(1) 避難誘導の順位

避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難が概ね終了した後とする。

避難誘導順位は、概ね次の順序で行う。

- ・ 病弱者、障がい者
- ・ 高齢者、乳幼児、児童
- ・ 一般住民

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導する者は、次の事項を避難する市民に周知徹底する。

- ① 戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）を完全にすること。
- ② ヘルメットや防災ずきんなどで頭を保護すること。
- ③ 携帯品は、必要最小限のものとすること。
- ④ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。

また、避難誘導を行うにあたって、避難誘導の実施者は以下の点に留意して避難誘導を行う。

- ① 避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- ② 自主防災組織などと連携を図り、避難者の誘導措置を講じる。
- ③ 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行う。
- ④ 危険地点には、ロープなどによる標示を行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- ⑤ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用する。
- ⑥ 誘導中は、事故防止に努める。
- ⑦ 避難誘導は、自治会単位など、地域の結びつきの強い単位で行う。

(3) 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとするのを伝える。

- | | | | |
|-------|------------------|---------|---------|
| ① 食料 | ② 水筒 | ③ タオル | ④ ティッシュ |
| ⑤ 着替え | ⑥ 懐中電灯 | ⑦ 携帯ラジオ | ⑧ 常備薬 |
| ⑨ マスク | ⑩ 健康保険証などの本人確認資料 | | |

第4 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、予定している指定避難所が地震により使用できない場合や、延焼火災等の危険が予測される場合などには、付近の安全が確保された施設に避難所を開設する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 指定避難所

指定避難所は、小・中学校及び公民館、その他公共施設を応急的に使用して開設する。

避難所は、食料・日用品・資機材等の備蓄を安全に管理することができる施設を対象に指定する。

（３）避難所の収容力

指定避難所の収容力は、通路・配給スペース等を考慮し、収容者一人当たり 4 m²として算定する。

（４）福祉避難所

要配慮者の避難生活に対応する特別な配慮がなされた避難所として、一般の避難所とは別に二次避難所として福祉避難所を開設する。福祉避難所が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者スペースを確保するなどの措置を講じる。

福祉班

2 避難所開設の報告と公示

統括班

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し保護する。

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ① 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人数
- ③ 開設期間の見込み（福祉避難所については、その対象とする者）

市はホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとするが、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。

3 避難所開設の方法

教育総務班
社会教育班

避難所は、原則として市災害対策本部からの避難所開設の指令により、教育総務班、社会教育班が、施設職員（指定管理施設含む）の協力を得て開設する。

（１）職務内容

① 鍵の開錠

教育総務班、社会教育班は、大規模な災害が発生し、避難を必要と判断されるような事態にいたったときは、原則として市災害対策本部からの避難所開設の指令により、施設職員（指定管理施設含む）の協力を得て避難所の開設を行う。

また、休日・夜間においては、事前協議に基づき施設職員（指定管理施設含む）も同時に参集し、施設入口（門）を開錠し、避難所開設の準備を行う。

この際、すでに避難者が集まっているときは、体育館、広間等に誘導し、混乱を防止する。

② 無線局の開局

各避難所には、移動系防災行政無線機等を配備し、無線局を開局する。この場合、災害対策本部に対して開局した旨を報告する。

③ 事務所の開設

避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者が認識しやすいように「事務所」の表示をする。

なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておくこと。
事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

④ 避難所内の区画の設定

避難者の受入れスペースを設置する。この際に、自主防災組織等の意見を聞き、部屋割りが可能なときはできるだけ地域毎にスペースを設定する。スペースを設定したときは、床面にテープ又は掲示等で表示する。

避難者の指定のスペースへの誘導は当初は担当職員が行うが、早い時期に避難者の代表者に依頼するようにする。

⑤ 施設の鍵の保管

避難所の開設を担当する職員は、平常時からそれぞれの施設の鍵（門、建物）の保管場所を確認するとともに、実際に開設の訓練を実施しておく。

第5 避難所の管理運営

地震等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった住民に、速やかに避難所を開設し、安全な避難生活を送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担い運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び運営ができるよう羽生市避難所運営マニュアルに従い、要配慮者への配慮や以下の点に配慮する。

1 避難者名簿の整備等

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市で不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に連絡する。

2 通信連絡手段の確保

教育総務班
社会教育班

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 避難所の運営

教育総務班
社会教育班

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。

また、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性の参画や専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に当たっては、女性やボランティア等の応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

4 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

教育総務班
社会教育班
福祉班

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的少数者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳室、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）、女性専用の物干し場所、入浴施設等は開設当初から設置するように努める。

屋外トイレ等の周辺には、夜間照明を設置するなど、周辺環境も整備する。

また、セクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所については女性の視点から配慮し、注意喚起に努めるとともに、男女別の警備員、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させたり、防犯ブザーの配布を行ったりし、女性や子育て家庭のニーズに対応できるように配慮する。

併せて、授乳室や子どものプレイルームのほか、女性だけが集まれる部屋などストレスを和らげる場所を確保するとともに、声かけの実施など、女性や子どもを一人で行動させない仕組みをつくる。

さらに、LGBTQなど性的少数者が安心して利用できるよう配慮に努める。

5 要配慮者等に必要な物資等の整備

福祉班

要配慮者等のために必要と思われる物資等は、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

＜表―要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示＞

区分	必要な物資等	
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤	
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等	
肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ	
病弱・内部障がい	医薬品や使用装具	
	膀胱又は直腸機能障がい	オストメイトトイレ
	咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
	呼吸機能障がい	酸素ボンベ
聴覚障がい	補聴器、補聴器用電池、聴覚障がい者マーク（スカーフ）、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ	
視覚障がい	白杖、点字器、ラジオ	
知的障がい・精神障がい・発達障がい	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具	
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツなどの衛生用品、中身の见えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル	
妊産婦	マット、組立式ベッド	
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール	

6 生活環境への配慮（衛生環境の維持、プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者の状況に応じて間仕切りを工夫し、エリアを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施や、医師会と連携した医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行いつつ、必要な場合には福祉避難所への移動支援を行う。また、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

さらに、女性特有の健康面への配慮（産前、産後、月経、更年期障害等）も行う。

教育総務班
社会教育班
福祉班
保健班

8 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、統括班、保健班、衛生班、教育総務班、学校教育班、社会教育班が連携し、対策を取るものとする。

統括班
保健班
衛生班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

9 避難者と共に避難したペットの取扱い

避難者と共に避難したペット（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペットの持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

ペットへの給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該ペットを連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットを連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

市は、県の生活衛生課に対して同行避難の状況を報告（資料編 資料7-9 参照）し、同行避難対応への助言や支援を受けることができるほか、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。

- ・必要資機材の提供について
- ・獣医師の派遣について
- ・動物の預け入れ先について

保健班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

教育総務班
社会教育班
福祉班
保健班

第6 避難所外避難者対策

市は、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、避難所等での食料等必要な物資の配付の案内、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

教育総務班
社会教育班
福祉班

第7 生活環境確保のための連携

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等と定期的に情報交換を行う。

渉外情報班

第8 県職員の派遣要請

市が避難所の運営に関し、自主運営等の運営指導に関する助言を必要とするときは、県職員の避難所への派遣を要請する。

財政班

第9 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」による。

第6節 避難行動要支援者等に対する支援

地震発生時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者、及び言葉や文化が異なり、災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、避難行動や避難所生活に特別な支援が必要な者を要配慮者（特に、避難行動に支援が必要な者を「避難行動要支援者」という）の安全を確保する。

第1 在宅避難行動要支援者等の安全確保対策

在宅の避難行動要支援者に対する避難支援については、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施する。

1 安否確認及び避難支援

（1）安否確認

市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」や避難支援プラン個別避難計画等を活用し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

福祉班

（2）避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者の安全を図るため、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と協力し、在宅者の所在、状態、緊急連絡先等の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援プラン個別避難計画に基づき避難行動要支援者に対する避難情報の提供や、優先的な避難誘導を実施する。

福祉班

（3）救助活動の実施及び受け入れ先への移送

市は、在宅の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を実施したのち、必要な場合には、在宅からの救助や、一般避難所から福祉避難所等への移送を行う。

福祉班

- ① 市民の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。
- ② 必要な場合には、避難行動要支援者を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等へ移送する。

統括班
福祉班統括班
福祉班
物資調達班保健班
福祉班保健班
福祉班

福祉班

教育総務班
社会教育班
福祉班統括班
福祉班
物資調達班

2 避難行動要支援者の避難生活支援

(1) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により、各種の災害情報を随時提供する。

(2) 生活支援物資の供給

市は、避難行動要支援者の被災状況を把握し、避難行動要支援者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける。

(3) 相談窓口の開設

市は、市役所本庁舎等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、保健師、教育関係者、相談援助職等を配置し、総合的な相談を実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、女性相談員及び福祉相談員を巡回させる。

(4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(5) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である避難行動要支援者を移送し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第2 避難所における要配慮者への配慮

1 避難所における生活支援

(1) 生活空間の提供

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

(2) 物資の提供

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 女性等に対する配慮

セクシャル・ハラスメントや性犯罪、配偶者間暴力、高齢者や乳幼児等への虐待等が懸念されるため、避難所の状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。

なお、相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては市職員や民間団体等を積極的に活用する。

保健班
福祉班**(4) 性的少数者に対する配慮**

さまざまな性自認・性的指向があることを踏まえ、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点も持つよう努める。

福祉班

(5) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動

市は、県による、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援の取組に協力する。

第3 外国人の安全確保**1 避難誘導等の実施**

統括班

(1) 安否確認の実施

自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民基本台帳等を活用し外国人の安否確認をする。安否確認の調査結果は、とりまとめて県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施するとともに、自主防災組織により、外国人に対する速やかな避難誘導に努める。

2 情報提供及び相談窓口開設統括班
市民班
福祉班**(1) 情報提供**

市は、インターネット通信等を活用して情報提供を行う。また、語学ボランティア等の協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（２）相談窓口の開設

市は、市役所本庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

（３）通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

（４）避難施設における情報提供

市は必要に応じて、避難所の多言語音声翻訳機を用いて、情報提供の円滑化を図る。

第４ 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

１ 施設管理者の対応

施設管理者は、入所者に対して次のとおり活動することに努める。

（１）施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

（２）避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

施設管理者は、施設の浸水被害等の危険性が予想された場合には、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

（３）物資の供給

施設管理者は、災害により必要な物資の供給が停止した場合に、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

２ 市の対応

（１）避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

福祉施設管理者

統括班
福祉班

(2) 巡回サービスの実施

福祉班

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

ライフライン事業者

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第7節 交通対策

市は、災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 交通対策計画

1 道路管理者による応急対策

道路、橋梁等が被害を受けた場合、市道については市長が適切かつ迅速な応急対策を実施する。また、国道及び県道については、県に通報し、速やかに応急対策を実施するよう要請する。

(1) 交通支障箇所の調査及び通報

市長はその管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は職員をして被害の調査に当たらせる。

また、国道、県道についても被害を発見したときは、速やかにその旨を県に通報する。

(2) 応急対策の方法

- ① 道路施設の被害が比較的僅少で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、埋土の除去等必要な措置を講じる。
- ② 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設する。
- ③ 一路線の交通が相当程度途絶する場合は、適当な迂回路を選定するとともに、その旨を交通標識等により表示する。

土木班

土木班

第2 交通規制

1 交通規制等を行う者

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	・災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。
道路交通法 (第4条～第6条)	公安委員会 警察署長 警察官	・道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。
道路法 (第46条)	道路管理者	・道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。

2 交通規制対策等

交通規制等を行う際には、以下の手続きを実施する。

(1) 市が実施する通行制限等

① 道路法による市道の通行の禁止又は制限

市道を、道路法による通行の禁止又は制限を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置し、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等で誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場で指揮に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報する時間がないときは、警察署に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

② 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間がないときは、事後速やかに通知する。

(2) 交通規制等の広報及び周知

警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

(3) 通行禁止区域等における義務及び措置命令

① 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

② 措置命令等

ア 警察官の措置命令等（災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行う場合）

- a 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げること
で、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有
者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。
- b 命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら
当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを
破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げること
により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記ア
の警察官と同じ措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げること
により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記アの
警察官と同じ措置をとることができる

第3 緊急通行車両等の確認

災害時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等を優
先して通行させる。

1 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、次の災害対策基本法第50条で規定する事項に該当するものとする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に関するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 確認手続等

土木班

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、羽生警察署で実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会は申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」を交付する。

3 緊急通行車両等の事前届出

土木班

応急活動を円滑に行えるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両について、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請し、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けるよう努める。

また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して協力を求める。

第8節 緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の確保に努める。

第1 車両等の調達・活用

1 公用車の活用

市は、財政班において、公用車を有効に活用するための調整を行う。

2 市内での調達

財政班は、市内における輸送業者及び市民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

3 調達あっせん要請

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

4 配車計画

財政班が調達した車両等は、人員及び物資の輸送を担当する物資調達班及び土木班に優先的に配車する。

5 燃料の確保

埼玉県石油業協同組合羽生支部に燃料の確保を要請し、調達を受ける。

第2 緊急輸送計画

県は、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する計画となっている。

そのため、市は、防災活動拠点にかかる緊急輸送ネットワークに関しては、効率的な緊急輸送のため、道路等の応急復旧状況、交通規制状況等の情報を把握し、県と相互に連携して広域搬送の一元化の調整を行う。

財政班

財政班

財政班

財政班

財政班

1 応急救助のための緊急輸送

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・被災者の避難
- ・疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資
- ・医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

2 飛行場外離着陸場（臨時ヘリポート）の開設

市は緊急輸送に必要と判断した場合は、ヘリコプターによる輸送を活用する。その場合、臨時ヘリポートを開設する。

名 称	住 所	本部からの距離	責任者・電話番号
羽生市消防本部	藤井下組 990-1	1,200m	市長・565-1919
羽生中央公園陸上競技場	東 9-1-1	720m	市長・563-0150
上新郷地区河川防災ステーション	上新郷 7066	4,500m	使用時：市長・565-1919 管理者：国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所川俣出張所 ・563-1992

第3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための輸送に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

第9節 帰宅困難者への対応

帰宅困難になった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者への情報の提供

1 情報提供等

市は、東武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社、その他関係機関等と連携し、徒歩帰宅者の誘導を行うほか、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。その際、伝える情報（路線ごとの運行状況、一時滞在施設等の開設状況等）を明確化することにより、混乱を防止する。

情報提供の場所は、基本的に避難所、駅、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニ、郵便局でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

なお、避難所においては、テレビ・ラジオ等を設置することにより、帰宅困難者への情報提供を行う（テレビ・ラジオ等による報道については県が実施）。

また、安否を気遣う家族等への安否情報入手手段として災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の利用を広報する。

市は、市内の事業所等の責任者を通じて、帰宅困難者に必要な情報の提供を行う。また、一時滞在施設や避難所の開設状況を広報する。

2 鉄道事業者との連携

市は、鉄道事業者と平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。

第2 帰宅困難者の一時的避難

1 一時滞在施設の確保

市は、平常時から、市民だけでなく市外から来訪した駅周辺の滞在者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設については、公共施設や民間施設を問わず幅広く確保する。

統括班

統括班

統括班

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄するほか、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

また、駅周辺から一時滞在施設へ安全に誘導するため、地元警察の協力を得る。

2 事業所等への要請

統括班

市は、事業所、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行えるよう、事業所等に対し、帰宅困難者対策の検討・立案を要請する。

市は、事業所等に対して、自社従業員を一定期間留める重要性和効果について周知するとともに、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成に努めることを要請する。

3 学校等への要請

統括班
教育総務班
社会教育班

学校等においては、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、市は、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成、災害時における学校等と保護者との連絡手段の整備に努めることを要請する。

第3 帰宅活動への支援

1 一時滞在施設の提供

統括班

公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。

2 飲料水、食料の配布

統括班
物資調達班

市内まで来た徒歩帰宅者が一時滞在施設に到着した場合、飲料水、食料の配布を実施する。

3 一時休憩所提供の要請

統括班

市内まで来た徒歩帰宅者が一時休憩できるよう、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放するとともに、九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションについて、帰宅困難者に提供される品目や情報、サービスなどの項目及び対象店舗をホームページ上で周知する。

4 代替輸送の提供

鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道輸送が停止した場合にはバス輸送の実施に努めるものとする。

第4 災害救助法の適用の検討

市は、大勢の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

第4章 市民の生活の安定

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する、飲料水・食料・生活必需品の確保とその供給を実施する。

第1 飲料水の供給

災害のため、飲料水がこぼれ又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

1 必要量の確保

水道班

市は、市民の飲料水の確保に努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ／人・日）の水を確保できないときは、隣接市又は県に速やかに応援を要請する。

2 飲料水の供給基準

水道班

被災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施する。

（1）対象者

災害により上水道等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼれ、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。

（2）供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3 ℓ、4日目以後は約20 ℓ（飲料水及び炊事）を目標とする。

（3）供給方法

飲料水の供給は、指定避難所等必要と認める場所に給水所を設け、臨時給水栓及びタンク車等による浄水の供給を行う。

3 応急給水資機材調達計画

水道班

市は、市内業者及び応援協定締結市町村に要請し、災害時における応急給水資機材の必要量を調達する。

水道班

4 給水施設の応急復旧

(1) 被害箇所の調査と復旧

市内の上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事は市長が6日以内に完了するように実施する。

なお、資材・技術者が不足する場合は、知事や応援協定締結市町村に応援を要請し早期復旧に努める。

(2) 資材の調達

市長は応急復旧工事を実施するため、県知事に復旧資材のあっせんを要請する。

(3) 技術者のあっせん

市長は、応急復旧工事を実施するため県知事に技術者等のあっせんを要請する。

財政班

5 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第2 災害時における食料の供給

災害時における被災者等に対する食料の給与は、市が実施する。

物資調達班

1 災害時における応急配給

(1) 供給対象者

供給対象者は、次のとおりである。

- ① 被災者
- ② 災害救助従事者
- ③ 米穀の供給機関が混乱し、食料の確保ができないもの

(2) 配給品目

米穀（米飯含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても配給するように配慮する。乳児に対しては調製粉乳（ミルク）、要配慮者に対してはおかゆを配給するように配慮する。

併せて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した品目の確保等に努める。

主食は原則として米穀とするが、米穀の供給機関が混乱している場合には、備蓄の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(3) 配給数量

1人当たりの配給量は、次表のとおりである。

品 目	基 準	
米 穀	被災者	1食当たり精米換算200g以内
	応急供給受給者	一人1日当たり精米400g "
	災害救助従事者	1食当たり精米換算300g "
乾パン	1食当たり	1包(115g入)以内
食パン	1食当たり	185g以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内
アルファーマ	1食当たり	100g以内
おかゆ缶	1食当たり	1缶(280g入)以内

(4) 配給の方法

物資調達班は、自治会やボランティア等の協力を得て、避難所収容者や被災地域の住民の人員等を把握し、災害対策本部への食料の供給要請及びその配給を行う。

学校が避難所となった場合は、防災備蓄品保管場所から食料を配分するが、公民館等学校以外の避難所が開設された場合には、物資調達班が配備する車両により各避難所等へ輸送する。

2 炊出しの実施方法、実施場所及び可能人員

物資調達班

(1) 炊出し対象者

避難所に収容されている被災者及び炊事のできない被災者を対象とする。

(2) 実施方法

物資調達班は、災害を受けない地域のボランティア又は一般市民に対し、炊出しについて協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊出しを実施する。

なお、市が炊出しを実施できないときは知事に対し炊出し等の協力を要請する。

(3) 配分方法

物資調達班は、避難所又は炊出し対象地区ごとにそれぞれ基準に従い確実なる配分を実施する。

(4) 炊出し実施場所

炊出しは、各避難所で行うとともに、給食施設を有している市内企業等の協力を得て行う。

3 実施状況報告

物資調達班は、炊出し、食品の配分その他食品の配給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

4 主食、副食、調味料等の調達先

(1) 事前協議

物資調達班は、被災者想定（被災者数）に基づく必要数量等により、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、「羽生市受援計画」に基づき生産者、販売業者及び輸送業者等と協議し、確保する。

なお市内業者からの調達数量が不足する場合は知事に調達要請する。

(2) 応急米穀の緊急引渡しの要請

物資調達班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省農産局に対し、「米穀の買入れ・販売等の関する基本要領」（平成21年5月19日付総合食料局長通知、令和4年9月6日最終改正）に基づき応急米穀の緊急引渡しを要請する。

(3) その他の食料の調達

物資調達班は、米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足が生じる場合は、知事に食料の調達を要請する。

(4) 県の措置

物資調達班が米穀その他の食料の要請を県に行った場合、知事は、被害の状況等から判断して必要と認めたとき、供給する品目及び数量を決定して調達し、市に供給する。

5 食料の調達体制

物資調達班は、災害対策本部が設置され、災害の状況により備蓄物資以外の応急食料が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食料を調達する。

物資調達班

物資調達班

物資調達班

6 食料輸送

物資調達班は、要請を受けた避難所等に迅速かつ的確に物資を輸送するため、輸送手段の確保や適切な輸送ルートを選定する。

（１）輸送の分担

市が他機関への要請により調達した食料の輸送及び移動は物資調達班が行う。

県が調達した食料の市の集積拠点までの輸送は原則として知事が行うこととなっているが、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときには、市に供給する食料については、物資調達班が引き取る。

（２）輸送手段の確保

本市と協定を締結している物流事業者（社）埼玉県トラック協会北埼玉支部、佐川急便（株）に協力を要請する。

また、発災直後のほか、小口等の個別で対応可能な案件は、機動性の高い公用車での輸送を実施する。

（３）良好な輸送環境の確保

迅速・的確に物資輸送を行うため、以下の点に留意する。

①燃料

財政班は、燃料需要を取りまとめ、市の契約している燃料事業者に対し、物資輸送車両及び緊急通行車両に対する燃料の優先供給を要請する。

②道路

道路状況が渋滞等により輸送に著しく支障を来す場合、土木班は、羽生警察署に協力要請し、必要な交通規制及び警察車両による先導を要請し、輸送ルートを確保する。

③その他

道路状況を記した輸送先の地図を用意する。

7 災害時における食料集積拠点

（１）市の集積拠点の選定

災害時における、市の備蓄物資以外の食料集積拠点については、以下の物資集積拠点（２次物資拠点）のとおりとし、所在地、経路等について県に報告する。

＜表―物資集積拠点（2次物資拠点）＞（共通編の内容の再掲）

名 称	住 所	区 分	責任者
羽生市産業文化ホール	下羽生 8 7 6	公共施設	物資調達班長
羽生市体育館	東 9 - 1 - 1	公共施設	
佐川急便(株)羽生営業所 (協定に基づくもの)	川崎 1-371-8	民間施設	

（2）集積拠点の管理

集積拠点ごとに、物資調達班から管理責任者を定め食料管理を行う。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食料の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第3 生活必需品の供給

災害時に罹災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給を実施する。

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて市長が行う。

2 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与等は、次のとおり実施する。

（1）対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者とする。

（２）生活必需品の供給計画

物資調達班は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定する。

（３）給与又は貸与の方法

① 生活必需品の調達

救助物資の調達、給与等は、物資調達班が行う。市内において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給することとなっている。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

② 救助物資の購入計画

物資調達班は、災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して購入計画を検討する。

（４）生活必需品等の輸送

物資調達班は、調達した生活必需品を集積拠点に輸送し、仕分け後避難所等に移送する。詳細は、震災対策編 第4章 第1節 第2 6 食料輸送 の内容を準用する。

（５）調達、救援物資の集積拠点

調達、救援物資の集積拠点及び管理責任者に関しては、震災対策編 第4章 第1節 第2 7 災害時における食料集積拠点 の内容を準用する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

財政班

第2節 環境衛生

被災地における生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分、し尿処理、防疫対策等を実施し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

第1 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び収集量の拡大を図る。

遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

1 処理体制の確保

市は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

2 集積場所

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

3 広報の実施

収集方法や集積所等に変更があった場合は、防災行政無線や広報車等により市民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

4 応援要請

市長は、処理できない多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働できない場合、相互支援協定を締結している市町村へ、ごみの処理を要請する。

また、彩の国資源循環工場も活用する。

<表—処理施設>

施設名	所在地	処理能力	電話番号
羽生市清掃センター	三田ヶ谷 1 8 6 3	80 t / 日	5 6 5 - 3 9 7 9

衛生班

衛生班

衛生班
統括班
広報班衛生班
統括班
渉外情報班

第2 災害廃棄物の処理

1 処理体制の確立

衛生班

災害時は、多くの災害廃棄物が発生することが予想されるため、それらに対応できる必要な人員、機材を確保し、処理体制を確立する。

また、県と情報交換を行い、近隣市町と協力しながら、環境面への影響に配慮しつつ、原則として次のように実施する。

収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

処理の主体	方法
住宅・建築物系（個人・中小企業）	市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業が自己処理する。
公共・公益施設	施設の管理者において処理する。

2 仮置場等の確保

衛生班

市は、「羽生市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な機材や仮置場の確保を図る。

また、仮置場は以下に確保する。

名 称	所在地
最終処分場拡張予定地	羽生市大字弥勒
水質浄化センター未利用地	羽生市大沼2丁目63番地

3 処理ルート確保

衛生班

市は、危険な物、通行を阻害している物、腐敗性廃棄物等を優先的に撤去・収集する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等を最終処分できるルートを確認する。

4 分別収集体制の確保

衛生班

排出時における分別の徹底を図り、効率よく処理・処分を行う。

衛生班
統括班
渉外情報班

5 広域処理体制の確保

市は、災害廃棄物発生量を推定し、近隣市町の支援や連絡調整及び広域処理体制の確保を図る。

衛生班

6 がれきのリサイクル

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

衛生班
統括班

7 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においては、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そこで緊急時の相互支援や産業廃棄物処理業者の協力のあり方など、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討する。

土木班
衛生班

8 損壊家屋の解体

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

衛生班

9 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

第3 し尿等の収集処理

衛生班
調査班

1 被害状況の把握

災害発生後、市民及び市の許可業者からトイレの使用が出来ない地域の状況を把握する。

衛生班

2 収集方法

被災地域の状況に応じて市の許可業者と緊密な連携を図り、避難所など被災集中地区を重点的に収集する。

3 仮設トイレの設置と処理

(1) 仮設トイレの設置

被害状況などを勘案して仮設トイレの設置場所を決定し、仮設トイレ設置場所リストの作成を行う。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

設置場所は原則として、避難所等公共施設とする。

(2) 仮設トイレの処理

- ① 市は被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿等のくみ取りを速やかに行うものとする。
- ② 市は水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

4 処理等の方法

収集したし尿等は、処理施設において処理するが、処理施設が被害を受け、処理が不能となった場合は、市長は近隣市町に支援を要請する。

また、彩の国資源循環工場も活用する。

収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

＜表－処理施設＞

施設名	所在地	処理能力	電話番号
汚泥再生処理センター	下村君1252	60k1／日	566－2200

第4 防疫活動

1 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように、保健所、衛生協力会の協力を得て防疫班を組織し、防疫活動を実施する。

また、被害の規模に応じて県及び自衛隊の応援を得る。

衛生班
保健班

2 防疫活動内容

衛生班は、以下の防疫活動を行う。

- ① 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- ② 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- ③ 患者発生情報の収集と県への報告（保健班と連携）
- ④ 患者の収容に係る県との連絡調整（保健班と連携）

衛生班
保健班

3 防疫用資機材の調達

市は、防疫用資機材の調達について次の対応を行う。

- ① 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- ② 防疫及び衛生資機材等の品質の安全確保
- ③ 関係機関との連携による防疫資材の調達
- ④ 災害対策緊急用医療資機材の整備・充実（保健班と連携）

衛生班

4 消毒の実施

市は、防疫活動体制に基づき、消毒及び害虫駆除を実施する。

（１）対象

- ① 家屋
- ② 側溝等

（２）そ族(ねずみ族)・昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤等によるそ族(ねずみ族)・昆虫等の駆除を選択的に実施する。

（３）消毒の要請等

市は、埼玉県ペストコントロール協会と協定書を取り交わし、あらかじめ協力体制を構築する。また、被害の規模が甚大な場合は、県に協力を要請する。

衛生班

5 食品衛生の情報提供

市は、加須保健所からの情報を基に、市民に対し、直ちに食品衛生に関する情報を提供する。

第5 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、他市町村等関係機関や獣医師会、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

保健班

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所におけるペットの適正な飼養

保健班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

震災対策編 第3章 第5節 第5の9 を準用する。

3 情報の交換

保健班

震災対策編 第3章 第5節 第5の9 を準用する。

4 その他

保健班

市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、県に通報し動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第3節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

市は、関係機関と協力して、災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索又は救出し、及び災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者に対し応急埋葬の実施を図る。

なお、遺体の処理は、警察官の検視（見分）後において行うものとする。また、行方不明者に対する相談窓口の設置及び遺体収容所（検視所及び安置所）の開設を行う。

第1 行方不明者の搜索

1 実施方針

市は、行方不明者の搜索・救出、遺体の収容及び埋葬、遺体収容所（検視所及び安置所）の開設、行方不明者に対する相談窓口の設置を行う。

また、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市は県を通じて安否不明者の氏名等の公表及びその安否情報の収集・精査を行い、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

2 作業班の編成

市職員、消防職員及び消防団員等は協力して搜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。

この場合においては、警察署に連絡して警察官の派遣を受け、若しくは地元自治会に応援を要請する。

3 実施の対象

- ① 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため行方不明の状態にある者
- ③ 災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定されるもの
- ④ 災害により死亡した者
- ⑤ その他、災害により搜索、救出及び収容、埋葬を必要とする者

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

4 遺体の処理

(1) 検視

発見した遺体は、警察官の検視（見分）、医師の検案を行う。検視場所はワークヒルズ羽生を活用する。医療救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

消防班
警察署
市民班
福祉班
保健班

(2) 遺体収容所の開設

市は、遺体収容所を開設する。（資料編3-12 遺体の収容所及び火葬場 参照）

検視、検案を終えた遺体は、県に報告の上、警察等関係機関及び民間事業者等の協力を得て遺体収容所へ移送し収容する。

市民班
福祉班
保健班

(3) 遺体の取り扱い

災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容するものとするが、医療機関の霊安室で不足する場合には、葬祭業者に協力を依頼し、業者の施設を利用するものとする。

それでもなお不足する場合には、被災現場付近の寺院あるいは、被災を免れた寺院に協力を依頼し、当該寺院に遺体収容所を設置して遺体を収容する。

また、被災等により寺院での遺体収容が困難な場合、又は遺体収容所として適当な施設がない場合には、市有地に天幕、幕張り等を設置し対処する。

なお、市は、事前にドライアイス等の調達先、葬祭業者及び寺院との災害時における協力体制の確立を図るものとする。

市民班
福祉班
保健班

(4) 遺留品の整理

収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

市民班

(5) 遺体の保管

検視、検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管を行う。

市民班

第2 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施する。実施基準は、災害救助法の規定を準用する。

1 埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。

2 他市町村に漂着した遺体の扱い

遺体が他の市町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がない時は、市は知事に遺体の漂着の日時、場所等を直ちに報告するとともに、その指揮を受けて埋葬を行うものとし、これに要する経費は限度額の範囲内で県が支弁する。

3 被災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。

4 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

- ① 棺(付属品を含む。)
- ② 骨つば又は骨箱

5 遺体の埋・火葬の実施

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

市民班

市民班
警察署

市民班
警察署

市民班

市民班

6 埋・火葬の調整及び斡旋

市民班

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

また、市が埋火葬資材の不足等により、県に協力あっせんの要請を行った場合、県は、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

7 行方不明者に関する相談窓口の設置

市民班

市は、行方不明者に関する相談窓口を市民班に設置し、羽生警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。

また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を記録するものとする。

第4節 障害物の除去

災害に際して、土砂、立木等の障害物が住宅及び道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。放置車両等の障害物についても交通を確保するために除去する。

第1 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

災害救助法が適用されたとき、障害物の除去は、市保有の器具、機械を使用して、衛生班と調整の上、市長（土木班）が実施する。市の労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町村からの派遣を求める。

さらに、相当不足する場合は、市指定関連事業者、建設業協会等からの資機材及び労力等の提供を求める。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

対 象	対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。
障害物除去対象者の選定基準	① 高齢者単身世帯 ② 母子世帯・父子世帯 以上の世帯を優先して障害物の除去を行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

土木班
衛生班
統括班
渉外情報班

土木班
衛生班

財政班

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

土木班
衛生班

市管理の道路上の障害物の除去については、衛生班と調整の上、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者である市長（土木班）が行う。

2 放置車両対策

土木班
道路管理者

大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や放置車両や立ち往生車両等の発生が懸念され、緊急車両の通行のための最低限の通行空間を確保することもしできないといった著しい支障を生じるおそれがあった。

平成26年11月に災害対策基本法が改正され、道路管理者に対して緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限が付与された。

市は、市が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

3 応急復旧による交通の確保

土木班

土木班は、市道にかかる交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

第3 河川における障害物の除去

河川管理者

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

第4 障害物の集積場所

土木班
衛生班

市における障害物の集積場所は、交通に支障を生じない運動場等を予め定めておくものとする。

土木班
衛生班

第5 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、市現有のものを使用するほか、市内建設業者の協力を求めて確保する。

土木班
衛生班

第6 民間建設関連事業者との連携

障害物の除去に必要な資機材の調達、供給については、市指定関連事業者、市建設業協会、防災協議会等との応援協定の締結に努める。

第5節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 施設管理者への応急対策の指導

建築班

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- ① 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講じる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- ④ 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設

建築班

1 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について、主として外観目視等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の地震後における使用の可能性について判断する。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、市施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあつては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

1 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド㈱）

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

（１）応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。

この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ① 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

（２）災害時における広報宣伝

① 感電事故並びに漏電による出火の防止

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドに通報すること。
- ウ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- キ 地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ク その他事故防止のため留意すべき事項。

② 復旧予定に関する広報

震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

③ 市民への周知方法

上記①のア及びイについては、テレビ、ラジオ、インターネット及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じてPR車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

- | | | | |
|------------|--------------|------------|------------|
| ア 感電事故防止周知 | 各現業機関 | ⇒PR車 | ⇒直接一般公衆に周知 |
| イ 復旧周知 | 熊谷支社非常災害対策支部 | ⇒羽生市災害対策本部 | |

(3) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

2 ガス施設応急対策

ガス供給事業者

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) LPガス及び燃焼器具等の応急対策（（社）埼玉県LPガス協会）

避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

- ① 地震等により被災した市は、必要に応じ、埼玉県災害対策本部に対しその支部を通じてL Pガス及び燃焼器具等の調達を要請する。
- ② 市からの要請を受け埼玉県災害対策本部は、L Pガスに係る業界団体を通じ、必要なL Pガス及び燃焼器具等を供給可能な事業所を県内の災害時対応中核充てん所、L Pガス充てん所及びL Pガス販売店から選定し、支部を通じて要請を行った市へ必要な事項を伝達する。
- ③ 上記の連絡を受けた市は、当該L Pガス充てん所等と連絡し、必要なL Pガス及び燃焼器具等を調達する。

(2) 都市ガスの応急対策（東京ガスネットワーク(株)）

① 災害応急対策に関する事項

ア 通報・連絡

a 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

b 通報・連絡の方法

- ・通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- ・通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

イ 災害時における情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

【気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する気象情報】

【被害情報】

- ・一般情報：一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- ・対外対応状況：地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況
- ・出社途上における収集情報
- ・その他災害に関する情報（交通状況等）

【ガス施設等被害の状況および復旧状況】

【ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報】

【社員の被災状況】

【その他災害に関する情報】

ウ 災害時における広報**a 広報活動**

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

b 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

エ 対策要員の確保**a 対策要員の確保**

- ・勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- ・勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

b 他会社等との協力

- ・協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- ・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

オ 事業継続計画の策定・発動**a 事業継続計画の策定**

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- ・ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ・ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ・供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ・その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

b 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

カ 災害時における復旧用資機材の確保

a 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

b 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

キ 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

② 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

復旧手順および方法	復旧要員の確保および配置	復旧用資機材の調達
復旧作業の期間	供給停止需要家等への支援	宿泊施設の手配、食糧等の調達
その他必要な対策		

イ 復旧作業の実施

a 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

b 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

【高・中圧導管の復旧作業】

①区間遮断 ⇒ ②漏えい調査 ⇒ ③漏えい箇所の修理 ⇒ ④ガス開通

【低圧導管の復旧作業】

①閉栓作業 ⇒ ②復旧ブロック内巡回調査 ⇒ ③被災地域の復旧ブロック化
⇒ ④復旧ブロック内の漏えい検査

⇒ ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理

⇒ ⑥本支管混入空気除去 ⇒ ⑦灯内内管の漏洩検査および修理

⇒ ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） ⇒ ⑨開栓

3 上水道施設応急対策

水道班

（１）被害の拡大防止

市は、災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（２）応急復旧

市は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。応急復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から配水管・給水管の復旧を進める。

なお、応急復旧に当たっては、基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

下水道班

4 下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合には、下水道BCPに基づき、被害状況の把握とともに、二次災害防止に努めつつ、応急復旧を行う。

- ① 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠、マンホール）の緊急点検を実施し、被害状況応急対策を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- ② 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ③ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
- ④ 非常災害時に備えて応急資機材を備蓄する。
- ⑤ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

通信事業者

5 電気通信設備の応急対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の各項の対策をとる。

（１）応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講じる。

イ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する時は、利用制限等の措置を行う。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく輻輳（ふくそう）の恐れがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

イ 通信の疎通状況、利用制限を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急措置状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報者による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

エ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳（ふくそう）トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

② 移動無線機等の出動

必要に応じて、移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動させる。

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対応

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

⑤ 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策（東武鉄道（株）、秩父鉄道（株））

地震によって列車又は鉄道施設が災害を受けた場合については、最寄りの駅に、その他については当該施設の管理者に通報し、応急対策の実施を促進する。

この場合において、当該路線による輸送が望めない場合は、応急復旧と併行して列車の折返し運転又は自動車輸送の実施を図る。

列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- ① 迂回又は折返し運転
- ② バス代行又は徒歩連絡
- ③ 臨時列車の特発

2 道路施設の応急対策

道路管理者

(1) 県（県土整備部）の対応

避難及び緊急物資の輸送路を確保するため、県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通規制を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

(2) 市の対応

市は、行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

3 交通信号応急対策

警察本部

県警察本部は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

- ① 国道122号、125号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送路、第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路を優先して復旧する。
- ② 前記①の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

第5 その他公共施設等

施設管理者

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- ① 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- ① 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ② 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

- ① 社会福祉施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第6 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、一般建築物の所有者又は管理者は公共施設に準じて応急措置等を行う。

第6節 住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を確保することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 被災建築物の応急危険度判定、被災度区分判定

建築班

被災建築物の応急危険度判定は、地震発生後、被災建築物を中心にその後発生する余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもので、人命に関わる二次災害を防止するために実施するものである。

市は、応急危険度判定が必要と認めた場合、災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部：実施本部長：まちづくり部長）を設け、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施する。

1 判定実施体制の確立

被災建築物の応急危険度判定は、人命に関わるものであり、被災後1週間程度で完了する必要があるため、被災建築物を判定する応急危険度判定士や器材を確保し、危険度判定体制を整える。

（1）判定士の確保

被災建築物の応急危険度判定は、県により認定された判定士が行う。

実施本部長は、地元判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

地元判定士は、市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

地元判定士では不足すると判断した場合には、県や相互応援協定を締結している市町に応援要請を行う。

（２）危険度判定コーディネーターの配置

災害対策本部長は、実施本部及び危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

２ 判定実施順位の決定

応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建物を優先する。

３ 判定の実施

応急危険度判定調査は、次の３段階により判定する。特に必要な注意を付して建物玄関付近にステッカーを掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

＜応急危険度判定ステッカーの種類＞

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤 色	危 険	建物への立ち入りが危険
黄 色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑 色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

４ 被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、市は、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

５ 住民への広報、建築物所有者などへの対応

実施本部長は、被災地の住民及び建築物の所有者に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性、被害認定との相違などについて広報する。

第2 被災宅地の危険度判定

市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、以下の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

＜表―被災宅地危険度判定ステッカーの種類＞

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤 色	危 険	宅地への立ち入り危険
黄 色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青 色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第3 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

1 応急修理の実施

（１）必要戸数の決定

市は、被害家屋の被害状況等により修理戸数を決定し、応急修理を実施する。

（２）実施基準

① 修理対象者

修理対象者は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者とする。

② 修理の範囲

修理の範囲は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

2 建設業者及び労務

住宅の応急修理は、市が作成する業者名簿にある建設業者等の協力を得て実施する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

1 応急仮設住宅の設置

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等を行い、公営住宅に準じて維持管理する。

（１）設置戸数の算定

市は、必要な応急仮設住宅戸数を県に要請する。

（２）応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地は、原則として事前に予定した応急仮設住宅設置予定場所を活用するが、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定める。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所

- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ⑤ 浸水、液状化の危険箇所等に配慮した場所

（３）応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従って応急仮設住宅の適地調査を行っており、市公有地に応急仮設住宅設置予定場所を指定している。こうした中から建設可能な応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

（４）応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定する。

（５）維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、市長は、公営住宅に準じ維持管理する。

２ 応急仮設住宅の供給

（１）入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。

- ① 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

（２）入居期間

入居期間は竣工の日から原則として２年以内とする

（３）要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また市は、入居者に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 応急仮設住宅の建設

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定し、応急仮設住宅建設を県に要請する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮

4 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

(2) 民間賃貸住宅の利用

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供できるよう県に要請する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第5 既存住宅の利用

1 公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

2 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供できるよう県に要請する。

第7節 文教施設等の防災対策

第1 学校の危機管理

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合には、児童生徒の安全確保を最優先とした危機管理対策を行う。

また、施設・設備の被災又は児童生徒等の被災により通常の教育が実施できない場合に対処する。

1 発災時の対応

学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じ以下の対応を行い、児童生徒の安全確認を実施するなど、児童生徒の安全確保に努める。また市は、小・中学校長の行う対応に関して、適切な指導・支援を行う。

- ① 児童生徒の避難誘導（避難場所及び避難路の選択）
- ② 学校災害対策本部組織の設置と教職員による応急活動
- ③ 校内の安全確保（初期消火や施設等の巡視点検）
- ④ 情報連絡活動（安否確認、教育委員会との情報連絡など）
- ⑤ 被害状況の把握と報告（児童生徒及び教職員の被害状況、学校施設・設備の被害状況の把握と教育委員会への報告）
- ⑥ 救護活動（避難所となる場合に備えた準備）
- ⑦ 搬出活動（非常持ち出し品の搬出、移動）
- ⑧ 小学校児童の適切な引渡活動と保護者が帰宅困難となった場合の学校における保護の実施
- ⑨ 校舎内の保健衛生（校舎内の清掃、消毒など）

2 文教施設・設備の応急復旧対策

災害の種類、規模などによりその対策はそれぞれ異なるが、市は、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

学校教育班

教育総務班

教育総務班

3 応急教育実施施設の確保

市は、災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設などの場所を使用して教育を実施するよう努める。

学校教育班

4 応急教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、学校長は教職員の被災状況を把握し、市と連絡を取り合い、当該学校以外の教職員の臨時配置などにより教育を実施するよう努める。

また、被災教職員に対しては、災害給付・貸付などの救済措置を講じる。

学校教育班

5 応急教育実施の方法

(1) 学校施設がその全部を用途に供し得ない場合

- ① 近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。
- ② 余裕学校がない場合又は不足する場合
 - ア 他の公共施設に応急収容し、分散授業を実施する。
 - イ アで対応しきれない場合は、二部授業、短縮授業、野外授業、オンライン学習を実施する。
- ③ 仮校舎の建築を行い、分散授業等の早期終了を図る。

(2) 学校施設がその一部を用途に供し得ない場合

- ① 応急修理又は補強を実施し、できる限り休校を避ける。
- ② なお、必要に応じて仮校舎の建築、又は二部授業、短縮授業を実施する。

学校教育班

6 応急教育実施の留意点

- ① 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ② 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。
- ③ 教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

7 教材・学用品等の調達及び配給

学校教育班

(1) 教科書、教材の給与

学用品の給与は、市長が行うが、教科書については、要供給種目、数量を県教育委員会に報告し、これに基づき市長が県から送達を受け、被災児童生徒に配布する。

なお、教科書・教材が地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分まで行う場合もある。

(2) 調達先

市内の業者より調達する。

(3) 給付の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

8 給食等の措置

給食班

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合

学校給食施設が被害を受けた場合には、県教育委員会との連絡を密にし、応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じて、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施する。

(2) 保管中の食材料が被害を受けた場合

保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。

(3) 避難所として使用される場合

学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊き出しは、調整し実施する。

(4) 衛生管理

衛生管理には、十分注意し給食に起因する感染症、食中毒の予防に努める。

第2 応急保育

1 災害時の体制

- ① 保育施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じること。
- ② 保育施設長は、災害の規模、園児、職員及び施設、設備などの被害状況を把握するとともに、保育所の管理など万全な措置を講じる。
- ③ 保育施設長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

2 応急保育の体制

- ① 保育施設長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、園児の罹災状況を調査し福祉班と連絡し、復旧に努める。
- ② 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育施設長は、その指示事項の徹底を図る。
- ③ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとの実情を把握し、市に報告する。
- ④ 指定避難所などに保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、市と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- ⑤ 保育施設長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

3 保護者のいない幼児・児童の保護体制

- ① 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の従事者と連絡をとり保護者のいない幼児・児童の実情を把握する。
- ② 市は、保護者のいない幼児・児童を避難所及び前記の保育所で保護するとともに、県に報告し、児童相談所への移送等を協議する。

福祉班

福祉班

福祉班

第3 文化財の応急措置

1 建造物が被災した場合

建造物が被災した場合は、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ① 被害の拡大を防ぐため、応急措置を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、建造物全体への覆いを設ける。
- ③ 被害の大小に関わらず、防護策などを設け、安全と現状保存が図れるようにする。

2 美術工芸品等の措置

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

3 二次被害の防止

石造物には崩壊するおそれのあるものもあるが、被害程度によっては、復旧も可能であり、保存の処置を進める。

4 文化財防災備品の活用

文化財防災ウィール（災害から収蔵品を守るためのマニュアル。緊急時に回転盤に必要な項目に合わせることで取るべき対応がわかるとともに、基本的なガイドラインが示されている。）による迅速な対応を行う。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置

第1節 計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、市域は震度5弱から5強程度の揺れが推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

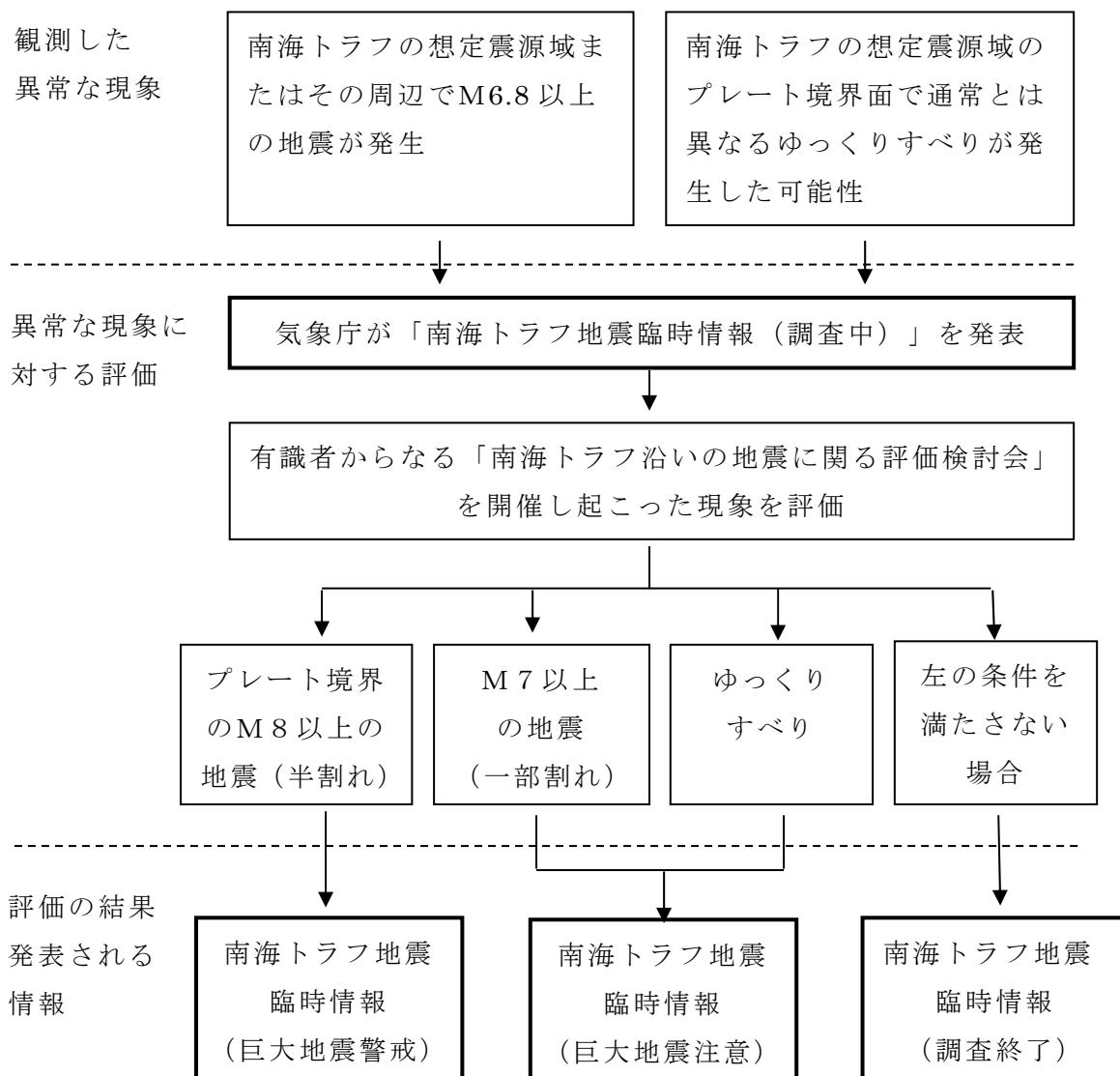
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、市内の企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、震災対策編の第1章～第4章に基づき災害対応を行うものとする。

第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1節 計画の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

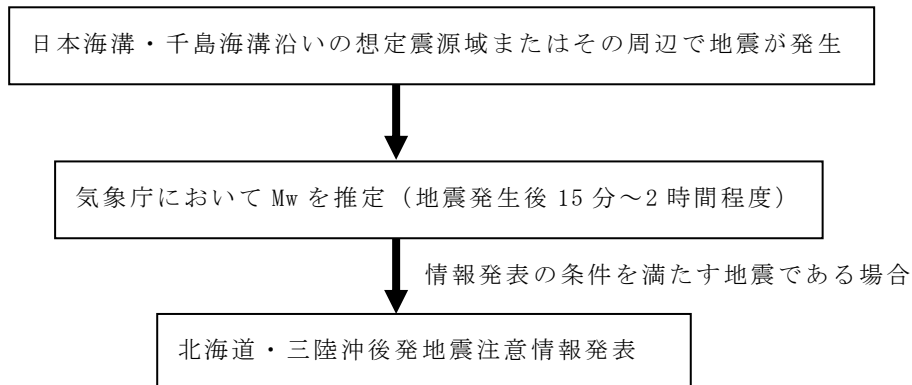
第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応

1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生し、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■ 企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、震災対策編の第1章～第4章に基づき災害対応を行うものとする。